

茅ヶ崎市総合計画 (案)

茅ヶ崎市

目次

第1編 総合計画の策定に当たって	
第1章 茅ヶ崎市総合計画の概要	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画推進に向けて	5
第2章 計画の背景	7
1 茅ヶ崎市の姿	7
2 茅ヶ崎市の特徴	8
3 人口動態	9
4 財政の将来見通しと財政方針	13
5 社会潮流	19
6 市民意識	23
7 茅ヶ崎市の主要課題	26
第2編 総合計画	
第1章 茅ヶ崎市の目指す将来の都市像	31
第2章 目標年次	32
第3章 将来の都市構造	32
第4章 行政運営の基本姿勢	33
第5章 政策目標	34
政策目標1 子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち	36
政策目標2 地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち	38
政策目標3 共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち	40
政策目標4 誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち	42
政策目標5 豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち	44
政策目標6 安全で安心して暮らせる、強くなやかなまち	46
政策目標7 利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち	48
将来都市像の実現に向けた行政経営	50
政策目標とSDGsの関係 ～各分野が関連するSDGsの主な目標～	52
資料編	55

第1編 総合計画の策定に当たって

茅ヶ崎市総合計画における「市民」とは

茅ヶ崎市自治基本条例(平成 21 年茅ヶ崎市条例第 35 号)第 3 条第 1 項に規定する市民のこと。具体的には、居住者、在勤・在学者、事業活動や公益の増進に取り組む者、納税義務者のこと。

なお、一人一人の個人としての活動に着目する場合は、「市民」を個人の意味で使用し、「市民、企業、関係団体」等と列記するものとします。

第1章 茅ヶ崎市総合計画の概要

1 計画策定の趣旨

茅ヶ崎市は、昭和 44(1969)年に「茅ヶ崎市総合計画」を策定して以来、4 次にわたり総合計画を策定し、まちづくりを推進してきました。平成 23(2011)年度を初年度とした 10 年間の計画である「茅ヶ崎市総合計画基本構想」では、将来の都市像を「海と太陽とみどりの中でひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎」と定め、その実現に向けた取組を進めてきました。

この間、我が国は人口減少の本格化や、少子高齢化の更なる進行、地方の過疎化、多発する大規模な自然災害等、多くの課題に直面しています。また、社会の成熟化に伴い、人々の価値観にも変化が見られ、「ものの豊かさ」より「心の豊かさ」を重視する傾向にあり、個人それぞれの価値観における自己実現や生活の質の向上を求める時代となっています。

これからのまちづくりは、こうした多様化・複雑化する課題に対応するため、個人それぞれの価値観や生き方を受け入れ、認め合うとともに、お互いを支え合う社会を実現し、そこから生まれるイノベーション^{*}を通して地域の活性化を促す仕組みを構築することが不可欠です。

そのためには、先人から受け継いできた自然や知恵、伝統、歴史・文化の大切さを再認識するとともに、先進的なテクノロジー^{*}の活用や、専門的な知識・技術を持つ多様な主体が、適切な役割分担と相互の連携・協力の下、新たなまちづくりの方策を考える必要があります。

茅ヶ崎市が今後も持続可能なまちであり続けるため、茅ヶ崎市に関わる全ての人がまちの長期的な展望を共有した上で、それぞれの多様性を認める人権尊重の考え方に立ち、連携・協力してまちづくりに取り組むことができるよう、茅ヶ崎市総合計画を策定します。

茅ヶ崎市総合計画の変遷

第一次	茅ヶ崎市総合計画（昭和 44(1969)年度～昭和 52(1977)年度） 都市像：健康で文化的な住宅・産業都市
第二次	茅ヶ崎市総合計画（昭和 53(1978)年度～平成 2(1990)年度） 都市像：豊かな自然と人間環境を創造する市民のまち 茅ヶ崎
第三次	茅ヶ崎市新総合計画（平成 3(1991)年度～平成 22(2010)年度） 都市像：自然と人がふれあう心豊かな快適都市 茅ヶ崎
第四次	茅ヶ崎市総合計画（平成 23(2011)年度～令和 2(2020)年度） 都市像：海と太陽とみどりの中でひとが輝きまちが輝く 湘南・茅ヶ崎

^{*}イノベーション：これまでのモノや仕組みに対して新しい技術や考え方を取り入れて、新たな価値を創造することにより、社会的に大きな変化をもたらすヒト・組織・社会の幅広い変革のこと。

^{*}テクノロジー：科学的知識を特定の分野に活用して生活に役立たせるもの。実際目的のために科学的知識を工学的に応用する方法論。

2 計画の位置付け

茅ヶ崎市総合計画は、市の目指す姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めたもので、本市のまちづくりの指針となるものです。

総合計画は、地方自治法により策定することが義務付けられていましたが、平成 23(2011)年の法改正において策定の義務が撤廃され、策定の判断は各市町村に委ねられました。

茅ヶ崎市では、地域の状況を分析し、市民ニーズを的確に捉えた上で、将来の目標を明確にするとともに、その実現に向けた計画的な取組が必要であること、また、長期的な視野に立った地域のあり方を展望し、市の政策を総合的に推進する必要があることに鑑み、茅ヶ崎市自治基本条例(平成 21 年茅ヶ崎市条例第 35 号)第 18 条第 1 項において、総合計画を定めることとしています。

○茅ヶ崎市自治基本条例

(総合計画等)

- 第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。
- 2 総合計画は、次条第3項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。
 - 3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない。
 - 4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。
 - 5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。
 - 6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。

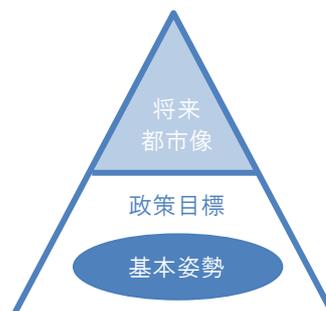
3 計画推進に向けて

総合計画の推進に当たっては、その着実な推進に向けた方策の方向性と具体的な手段を定めた「実施計画」を策定し、将来都市像の実現に向けた取組を推進します。

【総合計画】

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間の計画で、市の目指す姿である「将来の都市像」と都市像を計画的に実現するための政策の基本的な方向となる「政策目標」を総合的かつ体系的に定めます。

あわせて、行政運営に当たっての行動指針となる、「行政運営の基本姿勢」を定めます。



【実施計画】

総合計画に定めた将来の都市像を実現するための5か年の実行計画であり、短・中期的な方策の方向性である「施策目標」と、実現の具体的な手段である「事業」を定めます。



また、実施計画は、社会情勢の変化等に柔軟に対応できる計画とするとともに、計画期間中に特に重点的かつ分野横断的に取り組むべきテーマを「重点戦略」として位置付け、メリハリのある計画推進に取り組めます。

■総合計画と実施計画



また、総合計画及び実施計画を着実に推進するためには、計画の進行管理と評価の仕組みが重要となります。本市では、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、自治基本条例第20条第1項において行政評価を実施することとしており、本計画ではPDCAマネジメントサイクル^{*}による計画の進行管理をします。

■計画の進行管理の基本的な考え方

総合計画	計画の実効性を高めるため、社会情勢や市民ニーズ等の変化を的確に捉えるとともに、実施計画の進捗状況を踏まえた評価を実施し、必要に応じて柔軟に見直しを実施します。
実施計画	毎年度、計画の進捗状況を確認するための評価を実施し、評価結果を予算編成等へ活用するとともに、将来都市像の実現に向けた政策の推進のための最適な手段を検討し、取組の実行性を高めます。 また、社会情勢の変化等に応じた柔軟な見直しを実施します。

○茅ヶ崎市自治基本条例

(行政評価)

- 第20条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、政策について評価を実施しなければならない。
- 2 市長等は、前項の評価の結果を政策に反映させるものとする。
 - 3 市長等は、評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識経験を有する者による評価の仕組みを整備しなければならない。
 - 4 市長は、第1項の評価結果を公表しなければならない。

^{*}PDCA マネジメントサイクル：計画策定から改善までの工程（Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善））を繰り返し、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

第2章 計画の背景

1 茅ヶ崎市の姿

◎位置・地勢

東側は藤沢市に、西側は平塚市、北西側は寒川町にそれぞれ接しています。また、南側は相模湾に面して、約6kmに及ぶ海岸を有しています。地形は、北部に丘陵地、南部に平地が広がり、市の西側を流れる相模川のほか、小出川、千ノ川、駒寄川の3つの河川が市内を流れています。

◎沿革

四季を通じて温暖な気候であることなどから、明治から昭和初期にかけて、別荘地、保養地として発展しました。自然に恵まれた住み良い条件の中で、東京・横浜方面への交通の利便性を背景として都市化が進みました。昭和 22(1947)年に市制を施行した後、平成元(1989)年には人口 20 万人を超え、平成 15(2003)年には特例市[※]に移行、平成 28(2016)年には保健所政令市[※]に指定されました。

[※]特例市：人口 20 万以上で、地方自治法第 252 条の 26 の 3 第 1 項に定める政令により特別指定を受けた市のこと。地方自治法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 42 号）により、特例市制度は廃止となった。

[※]保健所政令市：地域保健法第 5 条の規定により保健所を設置することができる、政令指定都市、中核市、特別区その他政令で定める市のこと。

2 茅ヶ崎市の特徴

◎自然豊かなまち

海、丘陵、川など変化に富んだ地形があり、えぼし岩は地域のシンボルとして長く市民から愛されているなど、その豊かな自然と人々の営みが調和して存在しています。魅力的な自然環境が人を呼び、人が集まることによって、地域の歴史や文化が形成され、茅ヶ崎独自の魅力が創られています。

◎コンパクトなまち

市域は東西 6.9km、南北 7.6km、面積は 35.76km²で隣接する市町に比べて人口密度が高く、駅周辺に都市機能が集約したコンパクトなまちになっています。

また、市街地の地形は平坦であり、徒歩や自転車で気軽にいろいろな場所へ訪れることができる「人とまちの距離がちょうどよい。」ことが「茅ヶ崎らしさ(価値や魅力)」の一つとされています。

◎魅力的な住宅都市

昼夜間人口比率^{*}は近隣市町と比較すると低い水準(79.2%:平成 27(2015)年国勢調査)となっており、住宅都市としての性格を持つとともに、地域内産業とのバランスも取れた、多世代にとって暮らしやすく、多様なライフスタイルやライフステージに合わせた「自分らしい暮らし」を実現するまちづくりが進められています。

^{*}昼夜間人口比率：夜間人口に対する昼間人口の割合（昼夜間人口比率＝昼間人口÷夜間人口×100）のこと。

3 人口動態

総人口

茅ヶ崎市の人口は、令和 2(2020)年に約 24 万 1 千人に達し、これをピークに減少に転ずるものと見込まれます。

0～14 歳

平成 22(2010)年をピークに減少に転じており、今後も減少傾向が継続することが見込まれます。令和 22(2040)年には、平成 27(2015)年と比較して約 8 千人減少し、全体の約 11%となることを見込まれます。

15～64 歳

平成 12(2000)年をピークに減少に転じており、令和 12(2030)年から減少幅が大きくなると見込まれます。令和 22(2040)年には、平成 27(2015)年と比較して約 2 万 4 千人減少し、全体の約 54%となることを見込まれます。

65～74 歳

平成 27(2015)年以降、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7(2025)年までは減少することが見込まれています。その後再び増加に転じ、令和 22(2040)年には、平成 27(2015)年と比較して約 5 千人増加し、全体の約 16%となることを見込まれます。

75 歳以上

今後も増加の一途をたどることが見込まれ、令和 22(2040)年には、平成 27(2015)年と比較して約 1 万 7 千人増加し、全体の約 20%となることを見込まれます。

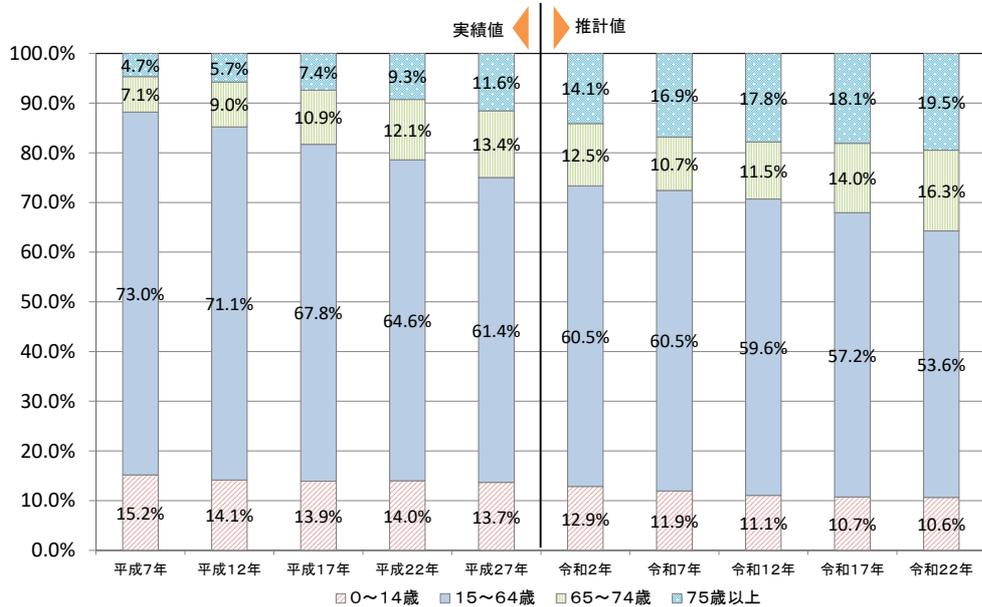
出典/茅ヶ崎市の人口について(2017 年 2 月)

茅ヶ崎市の将来人口



出典/茅ヶ崎市の人口について(2017年2月)

年齢四区分別の将来人口

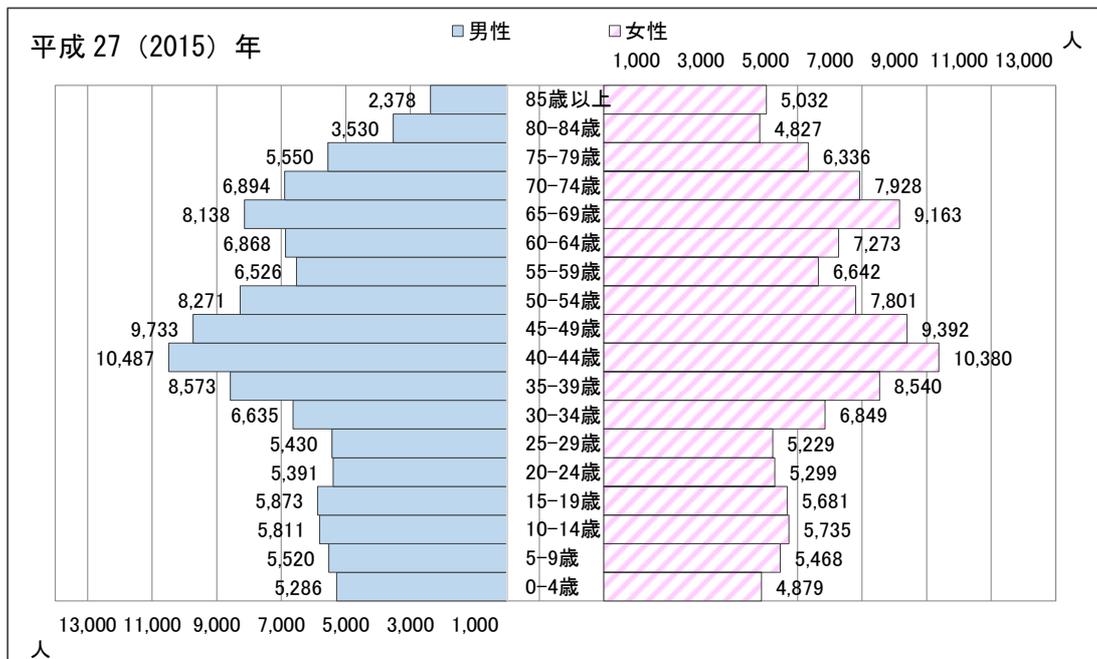


出典/茅ヶ崎市の人口について(2017年2月)

人口ピラミッド[※]の形状を見ると、茅ヶ崎市では、全国と同様に、少子化・高齢化が進んだ社会に見られる「つぼ型」と呼ばれる形状になっています。

平成 27(2015)年の茅ヶ崎市の人口構成は、「40-44 歳」に隆起が見られ、その数は約 2 万人で、「0-4 歳」と比較すると約 2 倍の規模となっています。この隆起は、昭和 46(1971)年から昭和 49(1974)年の第 2 次ベビーブーム期に生まれたいわゆる「団塊ジュニア[※]」であり、この年齢層に合わせて人口の重みは徐々に上に移動し、令和 22(2040)年には、団塊ジュニアが 65 歳を超え、高齢者人口が大きな割合を占めるようになります。一方、少子化の影響で人口ピラミッドは下に行くほど細くなり、全体的に逆三角に近い形状となります。

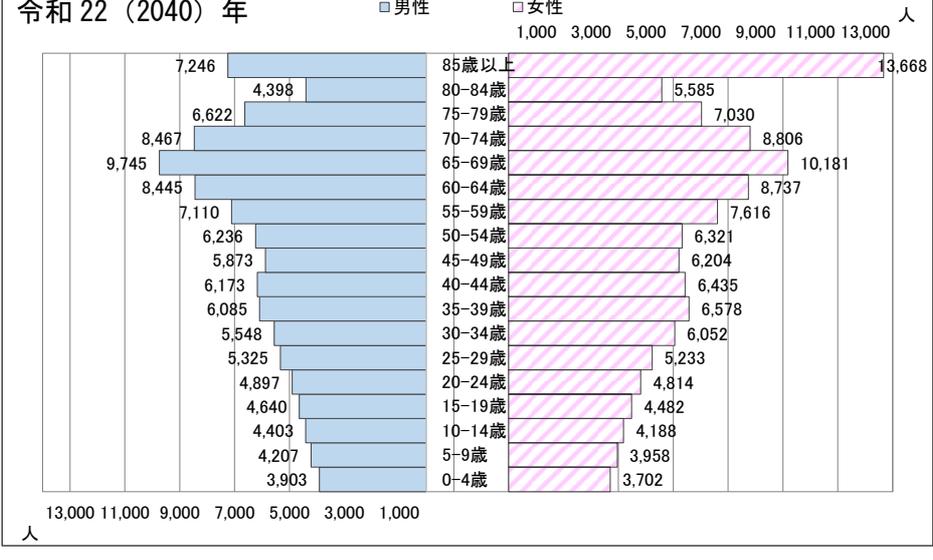
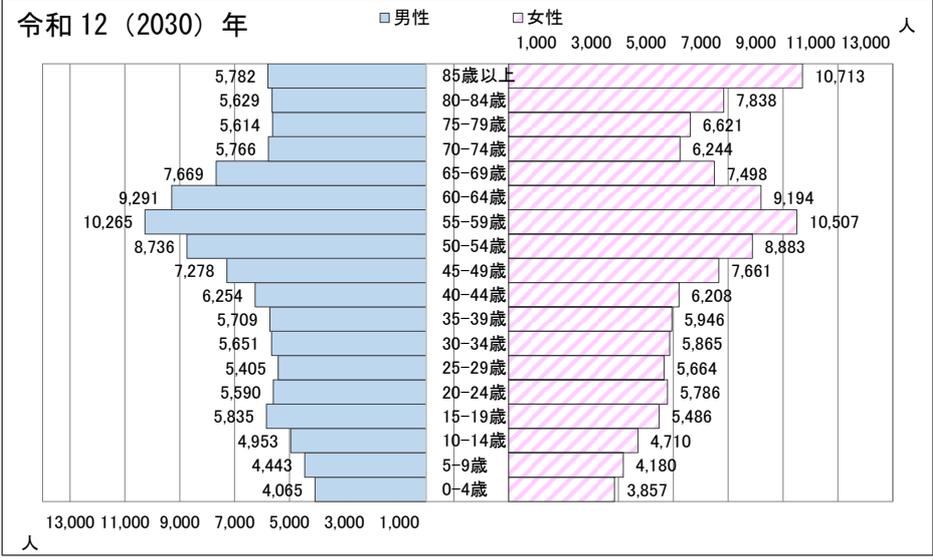
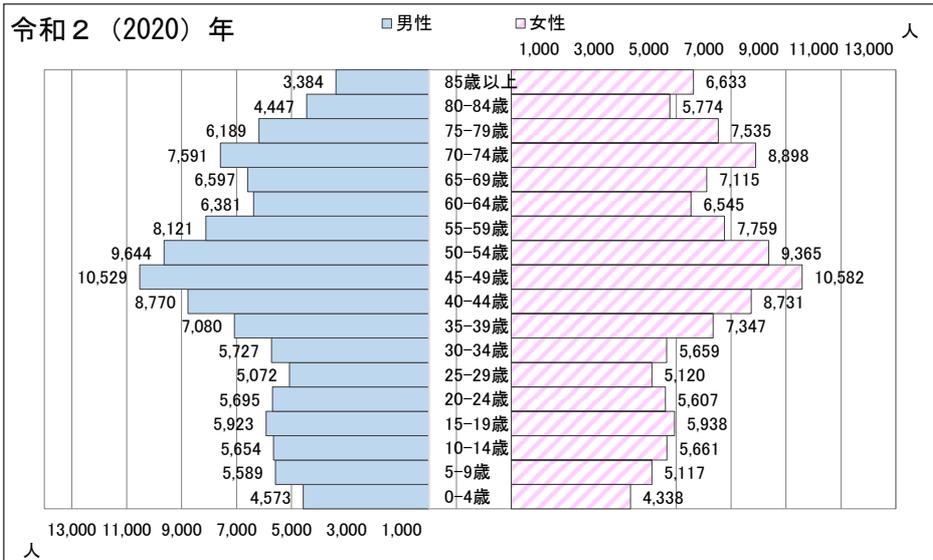
茅ヶ崎市の人口構成



出典/茅ヶ崎市の人口について(2017年2月)

[※]人口ピラミッド：国や地域等の人口を男女別・年齢別に表したグラフのこと。

[※]団塊ジュニア：昭和 46～49（1971～1974）年頃に生まれた世代。団塊の世代の子供達にあたる。



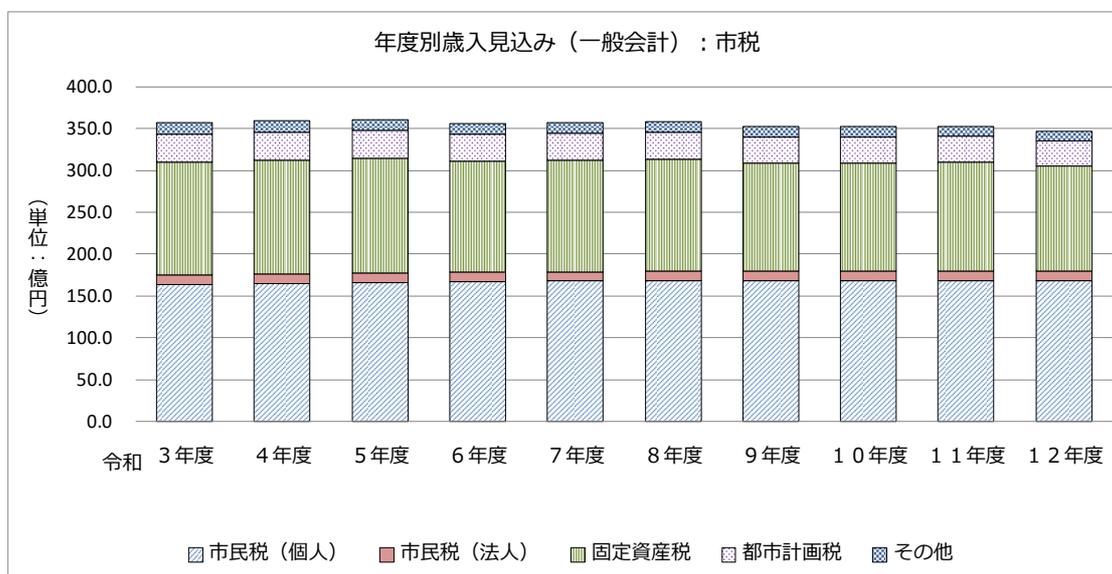
出典/茅ヶ崎市の人口について(2017年2月)

4 財政の将来見通しと財政方針

茅ヶ崎市の財政は、10年間という計画期間において、今後の経済動向や国における地方財政計画、さらには経済対策等、様々な要因により多大な影響を受けることが見込まれます。そのため、計画期間における財政の見通しを示すに当たっては、市財政の中心である一般会計※を対象として、歳入の根幹である市税と、歳出のうち、義務的経費である人件費・扶助費※及び関連経費・公債費※について、一定の前提条件の下で試算を行いました。

なお、財政の将来見通しは、令和元(2019)年11月に作成したものであり、今後の実施計画策定時に行う財政推計に応じて見直しを行います。

(1) 歳入の見通し



(単位：億円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
市 税	357.2	359.1	360.7	356.5	357.7	358.2	352.7	353.0	353.1	347.5
市民税（個人）	163.9	165.0	166.2	167.2	167.7	168.1	168.3	168.5	168.5	168.5
市民税（法人）	10.7	10.8	10.9	11.0	11.1	11.2	11.3	11.4	11.5	11.5
固定資産税	135.9	136.5	137.2	133.1	133.7	133.9	129.3	129.4	129.6	125.1
都市計画税	33.5	33.5	33.5	32.5	32.5	32.4	31.3	31.2	31.1	30.0
その他	13.2	13.3	12.9	12.7	12.7	12.6	12.5	12.5	12.4	12.4

※一般会計：主に市税を財源として、自治体がすべき基本的な事業を経理する会計のこと。一般会計のほか、特定の財源で事業を行う特別会計があり、茅ヶ崎市では、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、公共用地先行取得事業、公共下水道事業、病院事業を設置。

※扶助費：生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、生活維持のために支出される福祉的な経費のこと。

※公債費：市債の元金と利子を返済するための経費のこと。

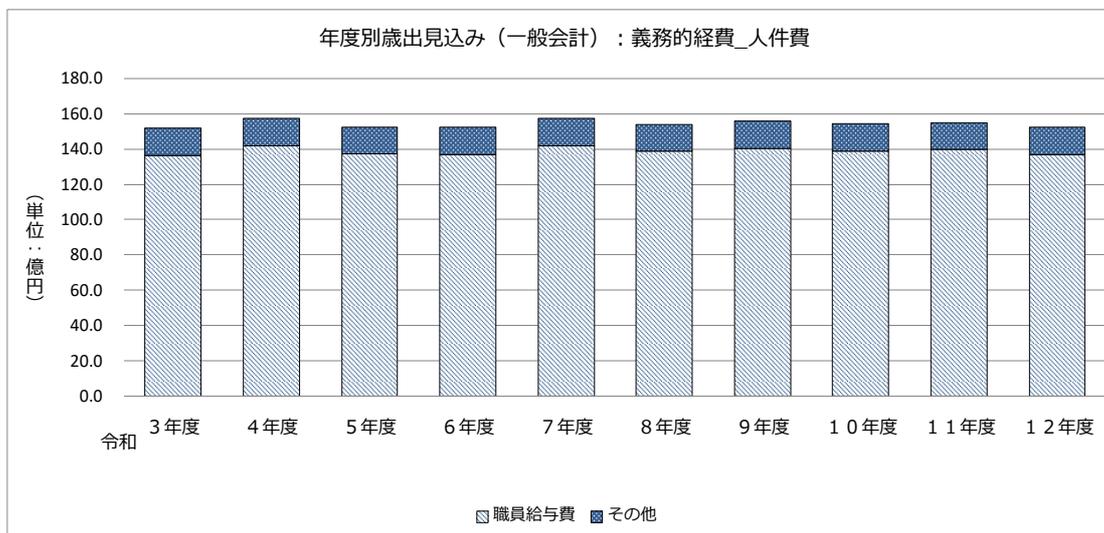
市税については、本計画期間の10年間に於いて大幅な増減はなく、おおむね横ばい傾向が続くものと見込んでおりますが、このことは逆に、市税の大幅な伸びを期待することが難しいとも言えます。

《前提条件》

- ① 令和元(2019)年11月時点までの税制改正の内容を反映し、徴収率は近年3ヵ年平均で算出しました。
- ② 個人市民税については、「中長期の経済財政に関する試算(経済財政諮問会議資料_令和元(2019)年7月31日付内閣府提出)」における名目経済成長率に基づき、令和2(2020)年度2.0%、令和3(2021)年度1.2%、令和4(2022)年度1.5%、令和5(2023)年度1.5%、令和6(2024)年度1.4%、令和7(2025)年度1.3%、令和8(2026)年度1.3%、令和9(2027)年度以降毎年1.2%として算出しました。また、ふるさと納税制度による寄附金税額控除の影響を反映するとともに、「茅ヶ崎市の人口について(平成29(2017)年2月6日策定)」に基づく将来の人口推計をもとに算出しました。
- ③ 法人市民税については、市内企業の業績調査等を踏まえ、令和元(2019)年度当初予算額をベースに過去の推移を反映し算出しました。
- ④ 固定資産税については、土地課税について、地価の動向を捉えながら、宅地造成を見込む形で地目変換を行い、地目変換の割合は過去の課税地目ごとの推移から想定し、算出しました。建物課税について、建築家屋申請件数を捉えながら、評価替年度は減収、据置年度は増収として算出しました。償却資産課税について、企業の設備投資状況や大手企業の生産部門の状況等を捉え、今後の状況を推計し算出しました。
- ⑤ 都市計画税については、固定資産税と同様の推移として算出しました。

(2) 歳出の見通し

○義務的経費_人件費



(単位：億円)

	【参考】令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	149.4	151.8	157.2	152.6	152.2	157.2	154.1	156.0	154.5	155.1	152.3
(職員給与費)	135.8	136.4	141.8	137.2	136.8	141.8	138.7	140.6	139.1	139.7	136.9
【参考：職員数】	[1,633人]	[1,620人]	[1,628人]	[1,610人]	[1,605人]	[1,604人]	[1,589人]	[1,589人]	[1,589人]	[1,589人]	[1,589人]
(その他)	13.6	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4

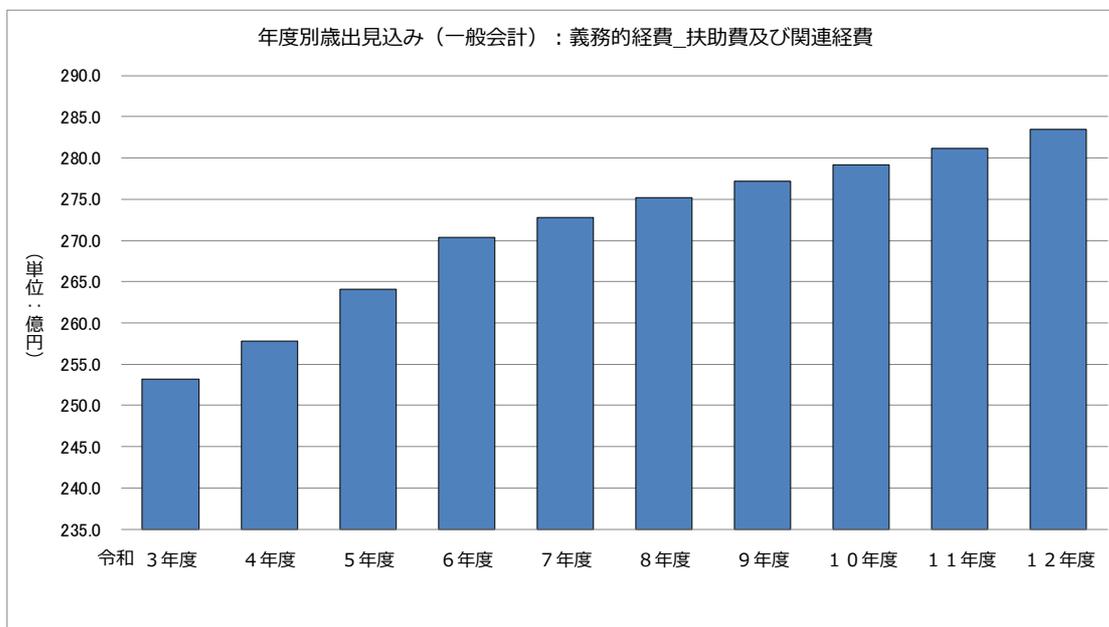
人件費については、本計画期間の10年間において、顕著な増減はありません。しかしながら、前総合計画の初年度である平成23(2011)年度から現在に至るまで、保健所政令市への移行や様々な行政ニーズへきめ細かに対応したことに伴う職員数の増等により人件費総額は増加傾向となっているため、今後は人件費総額の抑制が必要となります。

《前提条件》

① 令和元(2019)年度当初予算額をベースに、「次期基本構想を見据えた定数管理の考え方(平成29(2017)年4月策定)」に基づき算出しました。

② 会計年度任用職員制度に基づく影響額を約2.3億円と推計し、反映しました。

○義務的経費_扶助費及び関連経費



	【参考】令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
扶助費及び関連経費	247.2	253.2	257.8	264.1	270.4	272.8	275.2	277.2	279.2	281.2	283.5

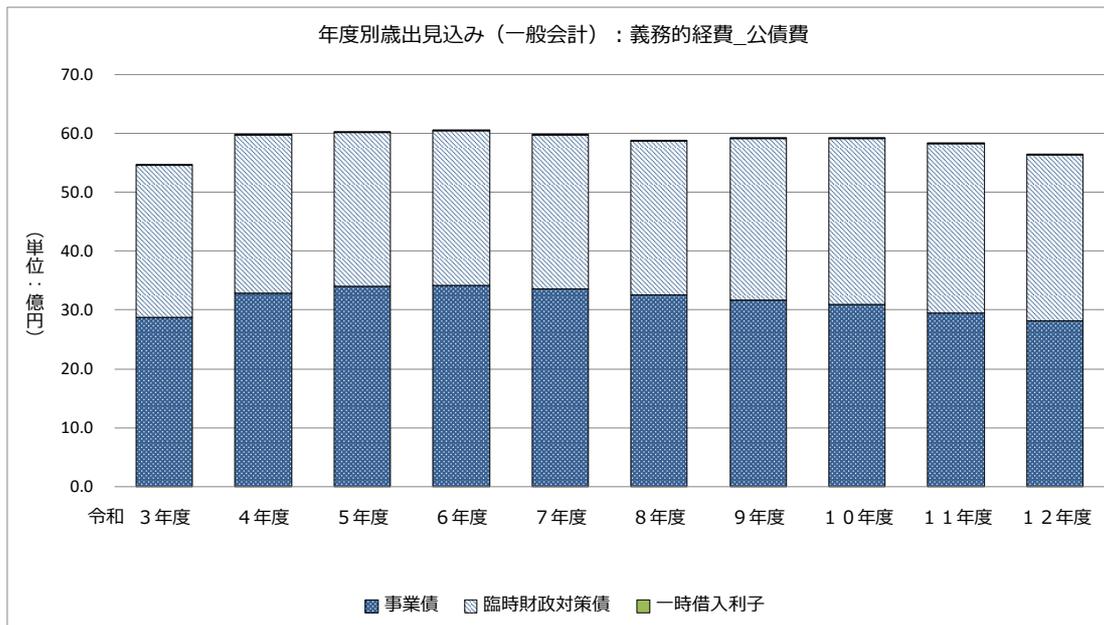
扶助費及び関連経費については、前総合計画の計画初年度である平成23(2011)年度から現在に至るまでの大幅な伸び(約2倍程度)には及ばないものの、本計画期間の10年間においても引き続き増加傾向が続くことが見込まれています。

《前提条件》

① 令和元(2019)年度当初予算額をベースに、過去の事業費の伸び率や人口推計による対象者の増などを見込み、算出しました。

② 改正が明らかな場合を除き、現時点の法・制度による算出を行いました。

○義務的経費_公債費

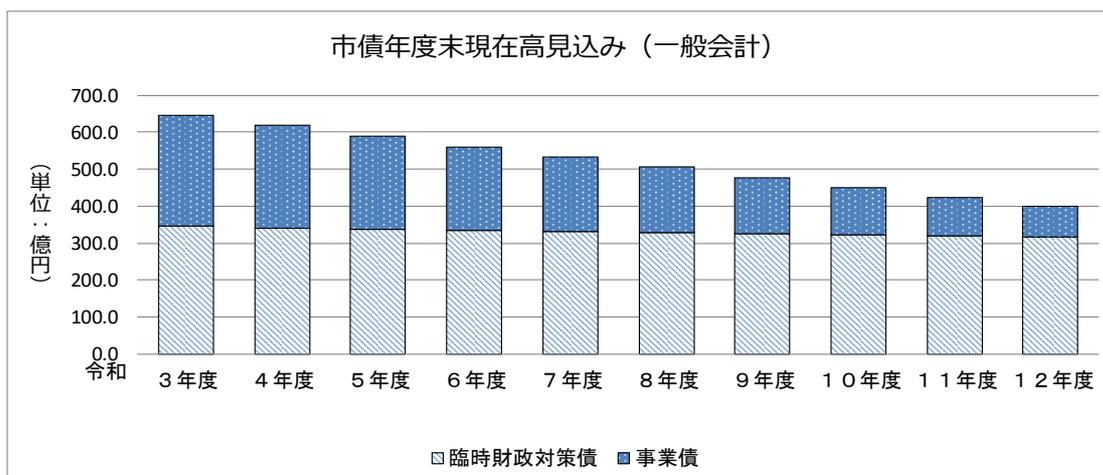


(単位：億円)

	【参考】令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
公債費	45.9	54.7	59.8	60.3	60.6	59.8	58.8	59.2	59.3	58.3	56.4
(事業債)	23.3	28.8	32.9	34.1	34.2	33.6	32.5	31.7	31.0	29.5	28.2
(臨時財政対策債)	22.5	25.8	26.8	26.1	26.3	26.1	26.2	27.4	28.2	28.7	28.1
(一時借入利子)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

公債費については、近年進めてきた耐震性に課題のある公共施設の再整備といった大型事業の実施の影響や、臨時財政対策債^{*}の残高増の影響等により、本計画期間の10年間においては大幅な増加が見込まれており、ピークとなる令和6(2024)年度は、令和元(2019)年度と比較して約15億円の増となり、市財政への影響が大きくなることを見込まれています。

^{*}臨時財政対策債：国税収入の不足により、国が地方交付税として交付できない分を各地方公共団体が特別に借り入れる資金のこと。臨時財政対策債の元金と利子の返済額は、将来的に地方交付税として交付されることとなっている。



(単位：億円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
市債年度末現在高	646.6	617.9	589.0	560.1	532.1	505.2	478.1	450.9	424.9	400.7
(事業債)	301.2	276.9	251.2	225.4	199.9	175.3	151.4	128.1	106.1	85.1
(臨時財政対策債)	345.4	341.0	337.8	334.7	332.2	329.9	326.7	322.8	318.8	315.6

市債年度末現在高のうち、事業債[※]及び臨時財政対策債の残高については、減少する見込みとなっています。

※ 上記の公債費及び市債年度末現在高の推計に当たっては、本計画期間の10年間の事業債発行額を5億円と見込んで推計しています。これは、本計画期間で実施する政策的な大型事業の選定が現時点では未確定のため、政策的な大型事業の動向にかかわらず、経年的に発行することが見込まれる最低限度の事業債の額として計上しています。今後予定されている実施計画の策定過程において大型事業が採択され、事業債発行額が増加する場合は、上記の公債費及び市債年度末現在高の推計値は変動することとなります。

《前提条件》

- ①平成30(2018)年度以前分については、平成28(2016)～30(2018)年度の決算額を反映しました。
- ②令和元(2019)年度の市債発行額については、9月末までに予算計上された額とし、令和2(2020)年度の市債発行額については、茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画(平成30(2018)年3月策定)における見込額としました。
- ③令和3(2021)年度以降の市債発行額については、事業債発行額5億円、臨時財政対策債発行額20億円とし、算出しました。

[※]事業債：学校建設や道路整備のように臨時的に多額の費用が必要となるときに、地方公共団体が国や銀行等から借り入れる資金のこと。

(3) 財政見通しの分析及び今後の財政方針

本計画期間である令和3(2021)年度から令和12(2030)年度における財政見通しにおいては、市税の大幅な伸びが期待できない中で、全国的な傾向である扶助費等の社会保障関係経費の増加が見込まれるほか、近年進めてきた大型事業の影響等による公債費の大幅な増加が見込まれるとともに、人件費についても高止まり傾向が続くものと推計しています。こうした状況に対して特段の対策を講じず、これまでの行政運営を継続すると仮定した場合、いわゆる義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の増に対して市税の伸びが追いついていかない状況が予想されます。

このように、厳しい財政状況が続くことが見込まれることに加え、前述の人口動態で示したように、今後、年少人口、生産年齢人口が更に減少し、75歳以上の高齢者人口が増加します。こうした状況において、現在の世代が利益を受け、その負担を過度に将来世代へ先送りすることは、将来世代1人当たりの負担が膨張することになります。

そのため、財政の健全性を確保し、持続可能な基礎自治体として存続していく方策として、客観的なデータ等の証拠に基づく政策立案(EBPM^{*})の推進や民間活力の活用の加速化を図ります。また、解決すべき課題の優先順位を明確にし、事業の見直しや重点化を図るとともに、それに伴う職員定数の適正化を進め、限られた資源を有効に活用します。

現在の世代がこれらの方策を着実に推進することにより、将来の世代に対してしっかりと責任を果たすことができるよう、戦略的な財政運営を行わなければなりません。

^{*}EBPM: Evidence Based Policy Making の略。政策の企画立案に当たり、目的を明確化し、その目的に対して、政策に実質的な効果があるかどうかについて因果関係を明確にすると共に、具体的・客観的な情報やデータ(エビデンス)に基づき検証等を行うことで、効果的に目的達成できる政策を決定すること。

5 社会潮流

まちづくりの指針となる本計画の策定に当たっては、我が国を取り巻く社会の状況を把握する必要があることから、捉えておくべき事項を次のとおり整理しました。

○本格的な人口減少・少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成 20(2008)年をピークに減少を続けており、年齢構成を見ると、少子高齢化が加速的に進んでいます。これらの人口構造の変化は、財政圧迫や地域経済の衰退等、経済面で影響を及ぼすとともに、貧困問題や高齢者の孤立、地域コミュニティの弱体化等、市民の暮らしにも影響を及ぼし、地域全体の衰退を招く恐れがあり、それらへの対応が求められています。

○不透明な経済見通し

日本経済は、緩やかな回復傾向を見せ、企業収益や雇用情勢も改善してきています。国は、日本の経済力を維持するため、多様な働き方の実現や、外国人労働者の受け入れ、先端テクノロジーを駆使した社会課題の解決と高度な経済・豊かな生活を実現する「Society5.0^{*}」への取組を加速させるなど、改革を進めています。一方、日本経済の生産性と成長率の伸び悩みや地域経済の格差拡大、非正規雇用の増加による格差拡大等、課題も多く残されています。また、高齢化の進行により、社会保障費等の急激な増加が国家財政を圧迫しており、財政の健全化のため、新たな制度構築が急務となっています。

○地球規模の環境問題

温室効果ガスや環境汚染物質等は地球環境の悪化をもたらし、特に近年では、世界中で温暖化の影響と考えられる異常気象等の自然災害が多発しており、深刻な影響を与えています。こうした地球規模の環境問題は、様々な活動から生じるものであり、環境・経済・社会の相互関係を踏まえた取組が求められていますが、地球温暖化の主な原因となっている化石燃料への依存を克服する必要があり、エネルギー自給率が低い日本においては、再生可能エネルギーへの転換が急務となっています。

^{*}Society5.0：国が提唱する、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

○安全・安心な暮らしへの対応

東日本大震災や近年の大型台風等、大規模な自然災害が頻発しており、日本国土が抱える自然災害リスクの高さが再認識されています。今後も、南海トラフ巨大地震や首都直下地震、大型台風等の発生が予測され、様々な災害に対する備えが求められています。また、今後、日本全国で、高度経済成長期に整備された公共施設が急速に老朽化することが懸念されています。人口減少等により財政状況が厳しさを増す中では、予防保全型管理[※]の考え方や民間活力の活用など、効率的・計画的な維持・更新が不可欠となります。

○価値観・ライフスタイルの多様化

社会の成熟化に伴い、「豊かさ」の考え方や「暮らし方」、「働き方」に対する考え方が変化し、物質的充足から心の豊かさを求める傾向が高まっており、誰もが自分らしく豊かな暮らしを実現できる社会の構築が求められています。また、「ダイバーシティ(多様性)[※]」や「ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)[※]」等の言葉が注目され、多様性を認め尊重し合う社会を実現しようとする機運が高まっています。

○様々な社会のひずみの顕在化

子どもの貧困やひきこもり等、子ども・若者をめぐる問題や、長時間労働による過労自殺の多発等の大人社会をめぐる問題など、社会のひずみから生じる様々な課題が顕在化しています。こうした課題に対応するために、多様な主体が連携し、切れ目なく隙間なく、支援の網目を密にすることで、誰もが生きやすい社会を構築することが求められています。

[※]予防保全型管理：道路や下水道等のインフラの管理手法の1つとして、更新時期の平準化と総事業費の削減を図るために、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う管理手法のこと。

[※]ダイバーシティ：人種、性別、年齢、信仰、価値観等の多様性を受け入れ、幅広く人材を活用し、最大限の能力を発揮させようという考え方のこと。

[※]ソーシャルインクルージョン：すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。

○自治体経営の転換

人口減少や少子高齢化の進行等による構造的課題に直面し、自治体経営は転換期を迎えています。民間団体や民間事業者、行政の役割分担を最適化し、相互の連携・協力により公共サービスを提供する方法として、公民連携が全国の自治体で広がりを見せています。

また、近年飛躍的に進歩している様々なテクノロジー[※]は、人の行動や需要、価値観さえも変化を起し、日本が抱える課題の解決策として期待されている一方で、これらの未来に向かった様々な社会の変革を自治体経営に活用していくために、情報基盤を整備するとともに、個人情報保護等の関係法令等の整備も求められています。

こうした、自治体経営の転換によって、効果的かつ効率的なサービスを提供することが求められています。

○持続可能な社会の構築

経済・社会・環境の諸課題は密接に関連しており、その諸課題の解決のためには様々な側面の相互関係を踏まえた統合的な取組が重要との考え方のもと、平成 27(2015)年の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。SDGs では、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットが定められており、国や分野等の枠を超えて協力して達成していく、全世界共通の目標として、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。

[※]テクノロジー：科学的知識を特定の分野に活用して生活に役立たせるもの。実際目的のために科学的知識を工学的に応用する方法論。

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは

平成 27(2015)年 9 月、第 70 回国連総会が開催され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。同アジェンダには、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの間に達成すべき 17 の目標（ゴール）と関連する 169 のターゲットが掲げられ、この目標が持続可能な開発目標（SDGs）と呼ばれています。SDGs は平成 13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）の後継として策定されたもので、MDGs が主に開発途上国における目標であったのに対し、SDGs は先進国を含む全世界共通の目標となっています。

SDGs は、「誰一人取り残さない」を基本理念とするとともに、持続可能な開発を目指す上で重要とされる経済、社会、環境の各側面からの総合的な取組に重点が置かれており、世界的な取組が既にスタートしています。

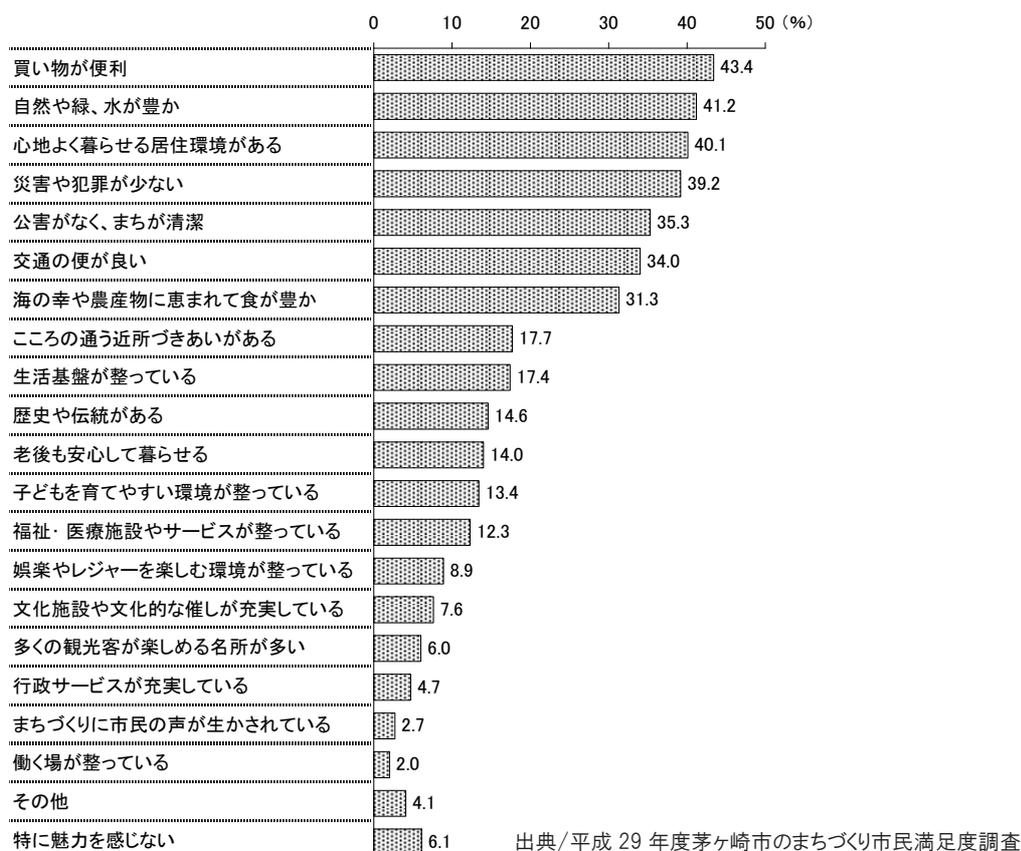
<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒への権限付与と能力強化（エンパワーメント）を図る</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

6 市民意識

市民の声を反映した計画とするため、茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査やワークショップ、市民討議会、市民活動団体からの意見聴取を実施しました。その結果概要は次のとおりです。

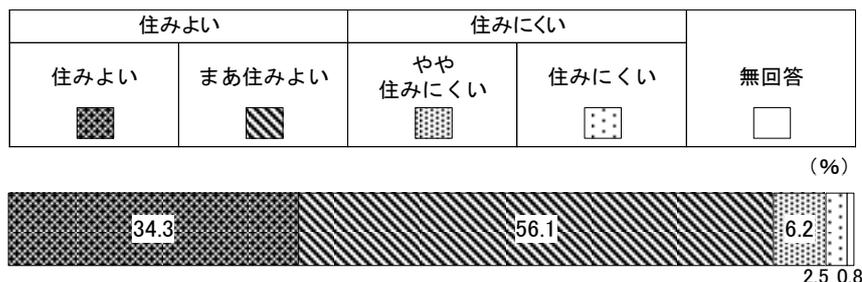
◎茅ヶ崎市の魅力

茅ヶ崎市のどこに魅力を感じるかの調査では、「買い物が便利」が4割を超えて最も高く、次いで「自然や緑、水が豊か」、「心地よく暮らせる居住環境がある」の順となっています。



◎住みやすさ

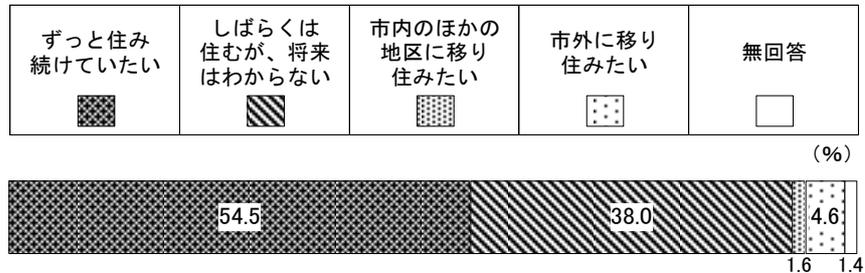
「住みよい」と「まあ住みよい」を合わせると9割を超えており、多くの市民が茅ヶ崎市は住みやすいと感じています。



出典/平成 29 年度茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査

◎定住意向

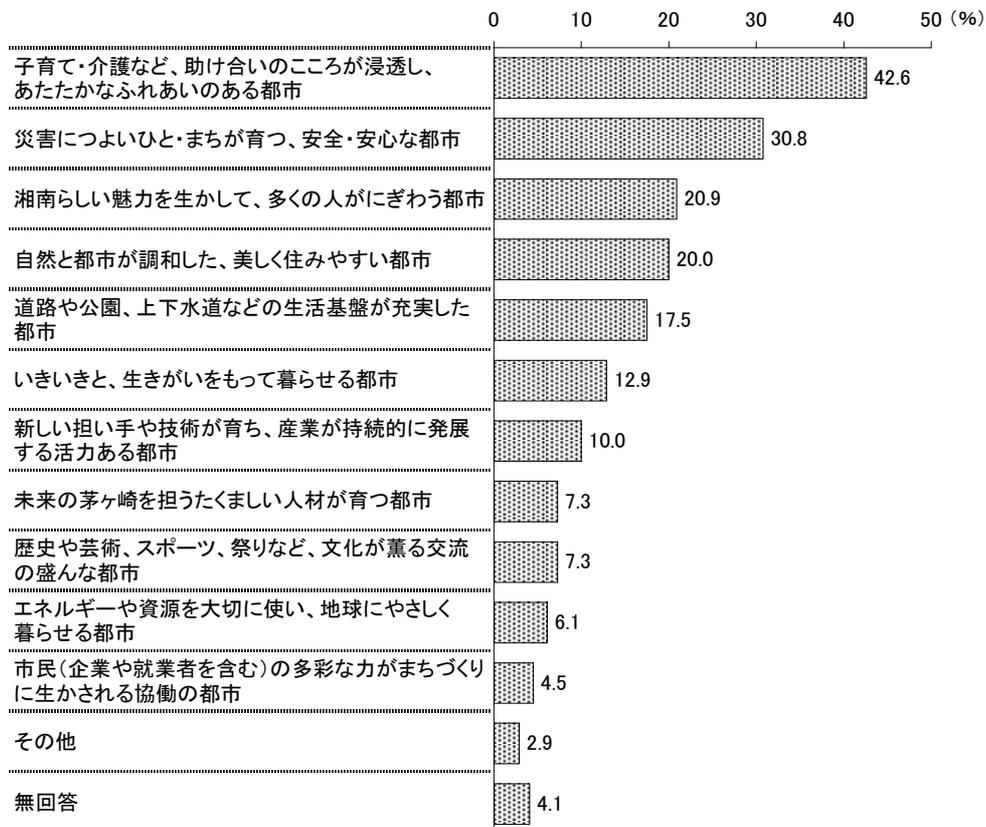
「ずっと住み続けていたい」が5割半ばで最も高くなっています。一方、「市外に移り住みたい」はわずかとなっています。年齢が低くなるほど、「しばらくは住むが、将来はわからない」の割合が上がる傾向にあります。



出典/平成29年度茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査

◎目指すべき将来像

「子育て・介護など、助け合いのところが浸透し、あたたかなふれあいのある都市」が4割を超えて最も高く、次いで「災害につよいひと・まちが育つ、安全・安心な都市」、「湘南らしい魅力を生かして、多くの人々がにぎわう都市」、「自然と都市が調和した、美しく住みやすい都市」の順となっています。



出典/平成29年度茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査

◎市民ワークショップ等における意見

①ちがさき未来会議(市民ワークショップ)

公募市民を対象としたワークショップ「ちがさき未来会議」では、人口減少等に伴う様々な課題を共有した上で、“次の茅ヶ崎”を作るためのポイントについて意見交換を行いました。全体として「ひと」に焦点をあてる傾向にあり、「市民のあたたかさや寛容さ」が魅力であり、「未来を創る人づくりへの投資」や「コミュニティの形成の重要性」が未来を考えるポイントとして挙げられました。

②市民討議会

無作為抽出による市民を対象とした「茅ヶ崎市市民討議会」では、検討中の将来の都市像をもとに、その実現に向けて必要なことについて意見交換を行いました。「観光振興」や「多様な働き方を支援する基盤づくり」など、地域内産業の活性化に関する意見や、「地域ぐるみの学び・ひとづくり」など、生涯学習に関する意見が多く挙げられました。

③ちがさきアイデアソン(市民活動団体からの意見聴取)

市内で活動している団体を対象とした「ちがさきアイデアソン[※]」では、これからの協働推進のあり方等を検討し、行政と団体の関係については、「それぞれの立場を超えて連携していくことが必要」等の意見が挙げられました。また、行政のあり方については、「団体間の橋渡し役として機能すること」や「縦割り行政の改善、頻繁な職員異動の弊害の是正」等の意見が挙げられ、団体のあり方については、「団体間の縄張り争いなどを是正し、双方に領域を超えて連携していく意識を持つこと」や、「小さく短期間で取り組むことによる地域活動の活性化と、成功例を地域全体に広げていく仕組みづくり」等が挙げられました。

④まちづくり懇談会(市民との意見交換)

市民を対象に市内各地で開催した「まちづくり懇談会」では、計画の基本的な方向性をまとめた「茅ヶ崎市総合計画骨子」について意見交換を行いました。「現行の総合計画の評価や市独自の課題・魅力をしっかり分析し、政策につなげていく必要がある」、「市民参加を促進し、市民主体のまちづくりを行うべき」など、まちづくり全体への意見が多く挙げられたほか、「地域活動の担い手の育成」など、政策目標を実現させるために必要な取組についても意見が挙げられました。

[※]アイデアソン：「アイデア」と「マラソン」を掛け合わせた造語で、特定のテーマについて、様々なメンバーが集まり、対話を通じて新たなアイデアの創出を目指すイベントのこと。

7 茅ヶ崎市の主要課題

今後のまちづくりの方向性を検討するに当たっては、茅ヶ崎市の現状と課題、今後の展望を明らかにする必要があることから、「基本理念評価[※]」の評価結果や社会潮流、市民意識を踏まえ、次のとおり主要課題を整理しました。

○子育てを取り巻く環境変化への対応と切れ目のない支援

茅ヶ崎市の出生数は、横ばいを維持しているものの、年齢 4 区分の人口構成比を見ると、0 歳から 14 歳の構成比は減少しており、全国と同様に少子化が進行しています。そうした状況に歯止めをかけるため、子どもを産み育てやすい環境の整備に努めるとともに、子育て世代の転入を促進するなど、少子化への対策を引き続き進める必要があります。また、近年問題となっている、貧困問題やいじめ、ひきこもりをはじめとした、子ども・若者を取り巻く社会問題や環境の変化への的確な対応が求められています。【関連政策：政策目標 1】

○未来を拓く^{ひら}人材の育成

まちづくりを進めるに当たり、「ひと」の育成は欠かすこと出来ない視点です。子どもから高齢者まで、全ての人が自分に合った学びを選択でき、自らの力を高め、地域の中で互いに交流し、成長しながら活躍できる社会を構築することが求められています。また、そうした社会の中で、これまで茅ヶ崎市を築いてきた先人たちの生き方や考え方、地域の歴史や風土についての知識を深め、茅ヶ崎への愛着や誇りを持って、未来を拓^{ひら}いていく人材を育成する必要があります。【関連政策：政策目標 1・政策目標 4】

○活力ある地域経済づくり

茅ヶ崎市は、都心への交通の利便性を背景に住宅都市として発展してきました。今後も持続可能なまちであり続けるためには、地域経済の循環を推進し、地域内産業を活性化するとともに、希望の働き方を実現できる雇用環境づくりが必要不可欠です。また、交流人口[※]や関係人口[※]の拡大に向け、地域資源を活用した取組を進め、国内外から多くの人が集まるにぎわいを創出することで、地域の稼ぐ力を高めていく必要があります。【関連政策：政策目標 2】

[※]基本理念評価：本計画の作成に際し、「茅ヶ崎市総合計画基本構想」に基づいた取組を総括的に評価し、本市の現状と課題及び今後の展望を把握するために実施した行政評価のこと。評価結果は市ホームページを閲覧ください。

【市 HP】<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/1026248/1033278.html>

[※]交流人口：その地域を通勤や通学、観光等により訪れる人々のこと。

[※]関係人口：その地域に居住する「定住人口」でもなく、観光等により訪れる「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

○地域共生社会の実現

世代構成やライフスタイルの変化、地域のつながりの希薄化などにより、支援が必要な世帯の増加と生活課題の複雑化・多様化が進むことが茅ヶ崎市においても予測されます。今後、住民や支援機関、行政など様々な主体が協力し、支え合うことにより、問題の重篤化を予防し、障害者・高齢者・子どもなど誰もが豊かに暮らすことができる体制づくりを進める必要があります。【関連政策：政策目標 1・政策目標 3】

○超高齢社会に対応した仕組みの構築

茅ヶ崎市は、全国と比べて人口減少のスピードは緩やかである一方で、75 歳以上の人口が加速的に増加すると見込まれています。これに伴い、社会保障費の増加や介護問題など様々な面での影響が想定されることから、引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みづくりに取り組む必要があります。他方、茅ヶ崎市は全国でも元気な高齢者が多く、その経験と知識は地域の貴重な財産です。高齢者が積極的に社会参加し、次世代育成など多世代交流の中でも力を発揮するなど、生涯活躍できる社会を構築する必要があります。【関連政策：政策目標 3・政策目標 4】

○全ての人を地域の一員として受け入れ、支え合う社会の実現

茅ヶ崎市は、多種多様な人や文化を受け入れ、認め合うことにより、自由でのびやかな社会を築いてきました。そうしたなか、社会の成熟化に伴って、多様性を認め尊重し合う社会の実現に向けた機運が高まっています。全ての人自分らしさを尊重され、あたたかい人と人とのつながりの中で、その持てる力を最大限発揮し、あらゆる場で活躍できるよう、更なる発展に向けた取組を進める必要があります。【関連政策：政策目標 3・政策目標 4】

○茅ヶ崎らしい自然環境の保全と活用

豊かな自然環境を地域の魅力と感じている市民が多く、この自然と共存した暮らしは未来に引き継いでいかなければなりません。しかし、山林や農地は、担い手の不足等の理由により減少傾向にあり、茅ヶ崎海岸は、相模川にダム・堤防といった施設が整備されたことなどにより砂丘の侵食が進行しました。自然資源は、産業機能や防災機能、観光振興といった多面的な機能を有しており、市内にある自然環境の保全とその活用に向けた取組を進める必要があります。【関連政策：政策目標 5】

○安全・安心の確保

茅ヶ崎市は、地震災害リスクとして、津波や広範囲に及ぶ住宅密集地の延焼拡大等が懸念されており、また、近年の気候変動に伴う洪水による浸水リスクも抱えています。全ての人の安全・安心を確保するため、多様な主体が協力し、自助・共助・公助の連携を進め、地域内の防災力向上を進めるとともに、自治体間連携をさらに深め、湘南地域全体で災害に強いまちを形成することが求められます。【関連政策：政策目標 6】

○人口変化に対応した都市づくり

茅ヶ崎市を含む湘南地域は、県内でも交通量の多い地域となっていますが、茅ヶ崎市においては狭あい道路が多いなど、安全性、快適性の両面から課題が多く、引き続きの対応が求められています。また、学校等の公共建築物や、道路、橋りょう、下水道等の老朽化が進行し、更新期を迎えるため、その対応が必要となります。一方、人口減少を背景として地域間での需給の不均衡が将来的に発生することも懸念されており、先を見据えた都市基盤の再構築が必要となります。【関連政策：政策目標 5・政策目標 6・政策目標 7・行政経営】

○連携や協働の深化

茅ヶ崎市では、これまでもきめ細かで安定的な行政サービスを提供するため、市民との協働や他自治体との広域連携、民間事業者との公民連携を積極的に進めてきました。しかし、社会の成熟化に伴い、地域課題が多様化・複雑化する中で、一つの自治体や行政組織だけでは解決できない状況が、今後更に進むことが予測されます。これまでの連携や協働を一層深化させ、各主体の双方向のコミュニケーションを密にし、それぞれの力が発揮される地域社会を構築するとともに、茅ヶ崎市が率先して取り組むことで、湘南地域全体の維持・発展の一翼を担う都市としての更なる発展を目指す必要があります。【関連政策：全政策目標・行政経営】

○持続可能な行財政運営

人口減少、少子高齢化等の影響により今後更に財政状況が厳しくなる中においても、財政の健全性をしっかりと確保しながら、持続可能なまちであり続けるためには、先を見据えた戦略的な行政経営の推進や新たな技術等を積極的に活用できる体制を構築するとともに、これまでの常識にとらわれない柔軟な姿勢で課題に挑戦できる人材育成に取り組むことが必要です。【関連政策：全政策目標・行政経営】

第2編 総合計画

第1章 茅ヶ崎市の目指す将来の都市像

社会が成熟するとともに、人口減少の本格化や少子高齢化の進行、深刻化する地球温暖化、大規模な自然災害が多発するなど、多くの新たな課題が顕在化しています。こうした課題に対応し、次代に責任を果たすことで、茅ヶ崎市が今後も持続可能なまちであり続けるため、将来の都市像を次のとおり定めます。

笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎

茅ヶ崎市は、海や河川・丘陵等の恵まれた自然と、様々な都市機能が程よく近接した、ちょうど良いバランスが保たれたまちです。こうした環境の下、先人たちが築き上げた歴史や市民が創る文化、寛容な風土はまちの大きな魅力であり、これまで多くの人を惹きつけてきました。

一方、人口構造の変化等、まちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。そうした中でも、誰もが自分らしく、心豊かに暮らすことができるまちであり続けるためには何をなすべきか、知恵を出し合い、手を取り合ってまちづくりを進めていく必要があります。

自然の恵みや心地よい暮らし、そこで培われた歴史や文化、風土を大切に守りながら、未来に向かって新たな魅力の創出に挑戦し続けるため、全ての人の人権が尊重され、誰もが自らの力を発揮し、時には支え合い、時には高め合い、共に暮らすことができるまちを創っていきます。

笑顔

全ての人の人権が尊重され、誰もが自分らしく、将来に向かって希望を持って、豊かな日々を過ごすことができている姿を示す。

活力

茅ヶ崎で活動する全ての人それぞれの能力を発揮し、活躍することで、まちづくりの原動力である市民活動や地域経済が活性化している姿を示す。

みんなで

茅ヶ崎に関わる全ての人との連携・協力を深化するとともに、一人一人の個性が発揮されたまちづくりが進められていることを示す。

未来を創る

人口減少など、大きな課題を克服するためには、これまでの延長線上だけで考えるのではなく、新たな発想によりまちづくりが進められていることを示す。

第2章 目標年次

令和 3(2021)年度を初年度とするこの総合計画の目標年次は、令和 12(2030)年度とします。

第3章 将来の都市構造

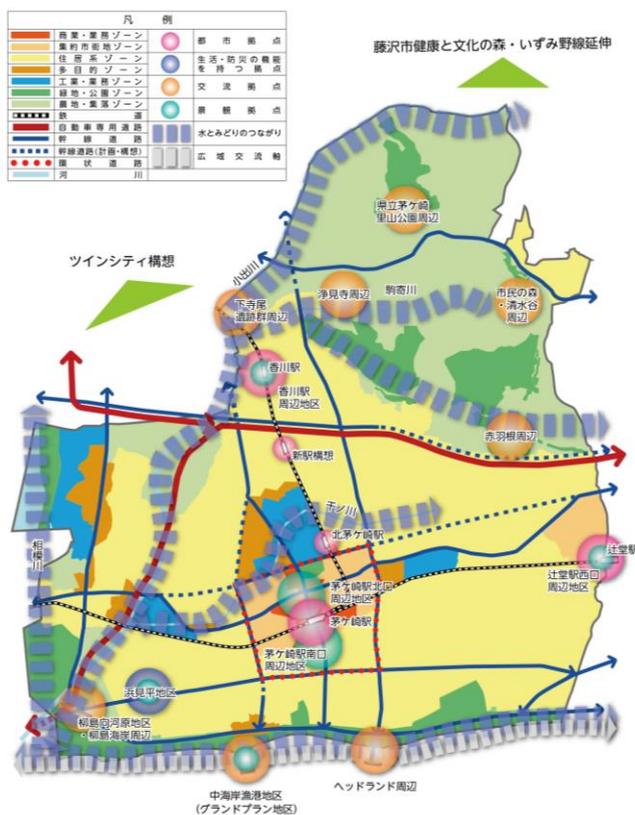
海岸や河川、丘陵は、本市の都市イメージを形成する代表的な自然資源及び景観資源となっており、こうした豊かな自然や魅力ある景観の保全・整備を目指すとともに、生物多様性を保全します。

茅ヶ崎駅、辻堂駅西口及び香川駅等の周辺は、「都市拠点」として位置付け、都市機能の集約を促進します。更に、浜見平地区は、「生活・防災の機能を持つ拠点」として位置付け、機能の拡充を図ります。

幹線道路網の整備については、東西方向及び南北方向の幹線道路網を格子型に結び、骨格道路の形成を目指します。また、国道 134 号は「広域交流軸」として位置付け、沿岸部にある様々な交流を育む場をつなぎます。あわせて環状道路の整備やバリアフリー化を進め、環境に配慮しつつ、歩行者や自転車を中心とした交通体系への転換を目指します。

また、茅ヶ崎駅や辻堂駅西口周辺の市街地は、商業・サービス等の都市機能の集積を図るとともに、周辺に広がる市街地は、地区の特性に配慮しながら、住宅地、工業・業務地、自然地に類型化された土地利用の下、良好な市街地の形成を目指します。

将来都市構造図



出典/ちがさき都市マスタープラン(令和元年(2019年)6月策定)

第4章 行政運営の基本姿勢

将来都市像の実現に向け、社会の変化を的確に捉え、柔軟に対応するとともに、未来に向かって果敢に挑戦するための行動指針として、行政運営の基本姿勢を次のとおり定めます。

未来創造への挑戦

①変化に迅速な対応がとれる職員力・組織力の向上

急激に変化する社会環境を的確に捉え、柔軟に対応するとともに、これまでの手法や考え方にとらわれることなく、新たな発想により積極果敢に挑戦できる仕組みを構築し、社会環境の変化に迅速な対応がとれる職員力・組織力の向上を図ります。

②質の高い行政サービスの提供

人口減少という社会の大きな転換点を迎えるに当たり、全ての市民が、安心した生活を送れるよう、先進技術を積極的に活用するとともに、民間の団体や企業との協働、周辺自治体等との連携により、質の高い行政サービスの提供に努めます。

③未来に責任を持つ行政経営

厳しい財政状況が見込まれる中においても、多様化・複雑化する市民ニーズに対応していくため、客観的なデータ等の証拠に基づく政策の立案や、事業の見直しや重点化を図るなど、本市が将来にわたって持続可能なまちであり続けられるよう、戦略的な行政経営を行います。

市民との関係の深化

①市民との双方向のコミュニケーション

積極的な情報発信により、行政の説明責任を果たすことで、市民と行政が様々な情報を共有し、相互理解を更に深め、信頼し合える関係を構築します。また、様々な主体との対話や交流の場を充実させ、市民主体のまちづくりを推進します。

②市民が力を発揮できる社会の構築

人口減少や少子高齢化の更なる進展など、社会構造が大きく変化する中、民間の団体や企業をはじめとする多様な主体がそれぞれの価値観で活動することで、社会的課題の解決に結びつくよう、相互の連携をコーディネートし、市民一人一人が自らの力を発揮できる社会を構築します。

第5章 政策目標

「将来の都市像」の実現に向けて長期的な展望にたち、10年間の総合的な政策展開の方向性として、次のとおり政策目標を定めます。

1 子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち

2 地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち

3 共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち

4 誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち

5 豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち

6 安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち

7 利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち

将来都市像の実現に向けた行政経営

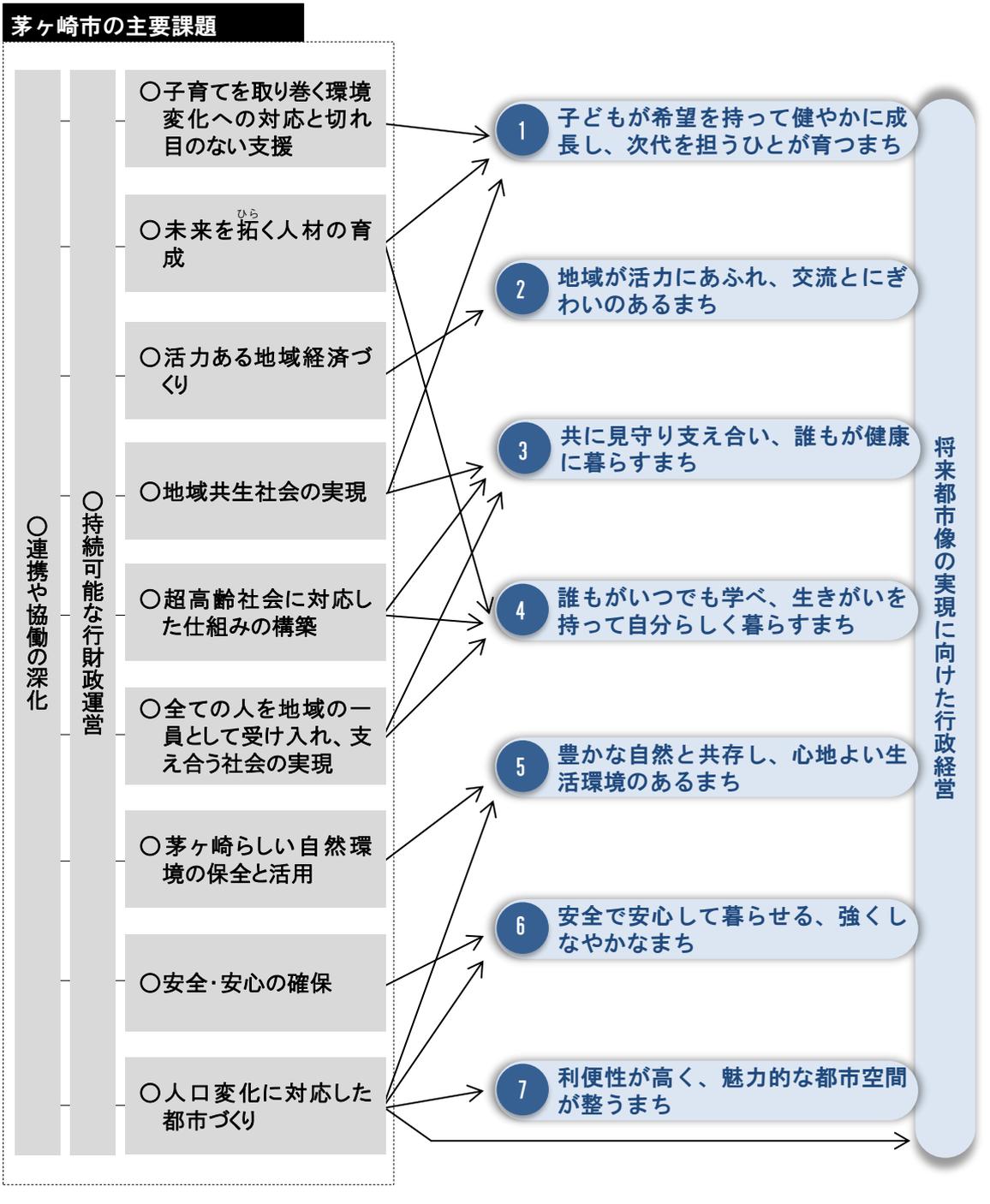
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS ~ 茅ヶ崎市総合計画とSDGs ~

持続可能な社会の実現を目指す SDGs の理念は、将来にわたって持続可能なまちであり続けることを目指し、多様な主体との連携・協力により取組を進める本市にもあてはまるものです。行政と様々なステークホルダー*の間において、SDGs という共通言語を持つことにより、政策目標の共有と連携促進、パートナーシップの深化が実現し、地域課題解決に向けた自律的好循環を生み出すことが可能となることから、各政策目標の達成に向けた取組が、どの SDGs に寄与するかを明らかにします。

なお、政策目標と SDGs の関係性を示すため、各政策目標のページに SDGs のアイコンを表示しています。(SDGs の詳細は P22 を参照してください。政策目標との関係の詳細は P52-53 を参照してください。)

*ステークホルダー：行政や企業、NPO 等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者のこと。

主要課題（P26～28）と政策目標の対応関係図



1

子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち



(1) 2030年のありたい姿

妊娠期、出産期、乳幼児期から学齢期を経て、子どもたちが成長する過程で、全ての子どもと保護者がライフステージに応じた支援を受けることができます。加えて、地域の見守りをはじめとする、多様な主体で子育てを支える仕組みが構築されており、安心して子どもを産み育てることができる環境の中で、子どもが希望を持って健やかに成長しています。

また、様々な学びの機会を通じて学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちが学び合い、育ち合い、その成長を支え合う教育環境が整っています。子どもたちが多様性を認め合いながら共に学び、共に育つ共生社会の担い手として、より良い社会や人生を切り拓いていくための「生きる力」が育まれています。

(2) 取組の方向性

① 子ども・若者・子育て支援の充実

- 妊娠期、出産期、乳幼児期の環境に応じたきめ細かな支援を通じて、子どもと保護者の心身の健康を守ります。
- 子どもの成長段階や保護者のライフステージに応じた切れ目のない支援を通じて、安心して子育てすることができる環境をつくれます。
- 行政・地域・関係機関の連携を強化し、地域全体で子育てを支援します。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、将来の需要を見据えて保育の場の確保に努めるとともに、保育サービスや放課後支援等の充実を図ります。
- 保育の質の向上を図るため、保育士の負担が軽減されるよう保育環境を充実するとともに、保育士の資質・専門性の向上に向けた人材育成を推進します。
- 子ども・若者が抱える様々な不安や悩みに寄り添い、社会に置き去りにされないことがないよう、地域の中で安心して過ごすことができる環境づくりを進めます。

②未来を拓く^{ひら}力を育む教育の推進

- 社会において自立的に生きるための基礎を培うため、地域の様々な資源を教育に活用し、多様な人との出会いや様々な体験・経験を通して、児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性と自律性、健やかな体を育みます。
- 共生社会の実現に向け、障害のあるなしにかかわらず、一人一人の能力や特性を踏まえた上で、子どもが共に学び合い、支え合うことを目指す教育(インクルーシブ教育)を推進します。
- 児童・生徒一人一人に向き合い、きめ細かな教育活動が行えるよう、教職員が本来の業務に専念できる環境づくりを推進します。
- 教育の質の向上を目指し、適正な人材の確保や、教職員の資質向上に努めます。
- 児童・生徒が安全・安心な学校生活を送るとともに、健やかに成長することができる環境を整備します。

(3) 成果指標

指標①:「子どもを育てやすい環境である」と思う市民の割合(茅ヶ崎市市民意識調査より算出)

指標②:「自分には良いところがある」と思う児童・生徒の割合(全国学力・学習状況調査より算出)

2

地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち

関連
SDGs



(1) 2030年のありたい姿

地域経済を担う市内事業者の活発な事業活動や、地域特性を生かしたにぎわいの創出に向けた取組、農地や漁港の持つ多面的な機能を生かした取組、自然環境や歴史・文化等の地域資源を活用した観光振興の取組等により、まちは市内外から訪れる人でにぎわい、様々な交流が生まれることで、活力に満ちています。

また、多様な主体が連携・協力することで、誰もが働きやすい環境が整うとともに、働く場や創業の機会が増え、年齢や性別、障害や国籍等に左右されず、それぞれのライフスタイルに応じた、自分らしい働き方、生き方を実現できています。

これらにより、「まち」の魅力、「ひと」の力を効果的に生かしたビジネスの創造や雇用の創出、多様な働き方への対応が進み、地域経済の好循環を実現しています。

(2) 取組の方向性

①地域経済の活性化

- 市内事業者の活発な事業活動を促進するため、安定した経営基盤の整備について、事業者の状況の変化に応じて、多様な主体と連携した速やかな支援を実施するとともに、生産者、事業者、消費者等の交流の機会を充実するなどにより、新たな価値の創出を目指します。
- 創業前から成長期に至るまで、関係機関と連携して継続した支援を実施することにより、創業しやすい環境整備に取り組みます。
- 農地の維持が困難となっている農業や、漁獲量が減少し続けている水産業の振興のため、関係機関をはじめ様々な主体と連携し、本市にとって最適な農水産業維持の手法を確立します。また、競争力向上の追及や農水産業の中心的な担い手への支援、消費者と生産者との更なる関係構築強化を目指します。

- 地域の稼ぐ力と魅力の向上を促進するため、地元産品等のブランディング化や観光振興団体等が行う様々なイベントの実施により、地域資源を最大限に生かしたまちなか観光の充実を図ります。
- 効果的かつ効率的な情報発信等による誘客を図り、地域が持続的に発展していくための観光振興に取り組みます。
- 市内外から多くの人に訪れてもらえるよう、様々な施設等を拠点としたにぎわいの創出を目指します。

②多様な働き方と働く場の創出

- ライフスタイルが多様化する中、子育てと仕事の両立やワーク・ライフ・バランスの確保など、それぞれのライフステージにあわせた働き方を選択できるよう、市内事業者や関係機関等との連携強化や企業支援等を通して、労働環境の充実を図ります。
- 女性・若者・高齢者・障害者等の活躍推進へ、多様な働き手のニーズに対応した情報提供や就職の機会の実現に向けた支援を実施します。

(3) 成果指標

指標①:「地域経済の活性化に向けた取組が推進されている」と思う市民の割合(茅ヶ崎市市民意識調査より算出)

指標②:「市内において、多様な働き方や働く場が創出されている」と思う市民の割合(茅ヶ崎市市民意識調査より算出)

3

共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち



(1) 2030年のありたい姿

地域において、様々な困難を抱える市民に対し、多様な主体の連携による分野横断的な支援体制が構築され、それぞれのライフステージに応じた居場所づくりや健康づくり、個性や能力に応じた活躍の場づくりが地域で一体的に取り組みられることで、年齢や経済状況、障害のあるなし等にかかわらず、一人一人が地域の一員として健康で心豊かに暮らすことのできる社会が実現しています。

また、保険制度の安定的な運営など、生活におけるセーフティネット*が充実していると同時に、安心して医療や介護を受けることができる地域の体制が整っており、誰もが住み慣れた地域において生涯にわたり健やかな人生を送っています。

(2) 取組の方向性

① 支え合う地域共生社会の実現

- 誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、地域福祉の担い手の育成に取り組み、地域の主体的な福祉活動を支援するとともに、地域における信頼や絆を育み、互いに見守り支え合う仕組みと専門機関を含めた包括的な相談支援体制を構築し、地域共生社会の実現を目指します。
- 高齢者がいつまでも健やかに生活できるよう、それぞれの健康状態に応じた支援の充実を図るとともに、地域における多様な居場所づくりへの支援や活躍の場づくりなど、社会参加の機会を創出し、充実したセカンドライフを送ることができる環境を整備します。
- 障害のあるなしにかかわらず、一人一人の個性が尊重され、自分らしい生活を送ることができるよう、それぞれの能力や特性に応じたきめ細かい支援を実施するとともに、地域における障害への理解を深め、居場所や活躍の場づくりなど、社会参画の機会を創出します。

②保健衛生・医療体制の充実

- 地域のネットワークをはじめとする社会関係資本[※]を活用した地域保健基盤を強化し、市民が安心して暮らすことができるよう、地域保健対策を推進します。
- 公衆衛生[※]の水準を向上させるため、地域での総合的な政策展開を図るとともに、日ごろから健康危機管理体制の構築や監視・指導等を行い、きめ細かな保健衛生サービスを提供します。
- 市民自らの主体的な健康づくりを促進するため、それぞれのライフステージに応じた、健康づくりに関する支援を充実します。
- 高まる医療需要を見据え、地域の医療機関との連携及び役割分担を推進し、市民の健康を守るために必要な医療提供体制を確立します。

③社会保障制度の適正な運営

- 生活困窮者の生活安定と自立に向け、支援を実施します。
- 介護保険や国民健康保険等の適正な運営に努め、誰もが安心して暮らすことのできるセーフティネット[※]の充実を図ります。

(3) 成果指標

指標①:「地域において支え合いの仕組みが構築され、誰もが自分らしく暮らせる環境がある」と思う市民の割合(茅ヶ崎市市民意識調査より算出)

指標②:「健康を守るために必要な保健衛生・医療体制が充実している」と思う市民の割合(茅ヶ崎市市民意識調査より算出)

指標③:「誰もが安心して暮らすためのセーフティネットが確保されている」と思う市民の割合(茅ヶ崎市市民意識調査より算出)

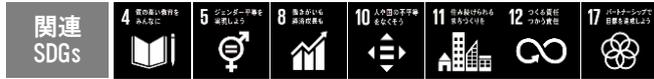
[※]社会関係資本:「信頼」「社会規範」「ネットワーク」など、人々の協調行動の活性化により、社会の効率性を高めることができる社会組織に特徴的な資本のこと。

[※]公衆衛生:地域社会において、人々の疾病を予防し、健康を保持・増進するため、公私の機関によって組織的に行われる衛生活動のこと。

[※]セーフティネット:病気やけが、失業等により困窮した場合に、最悪の事態から保護し、最低限の生活を保障するしくみのこと。

4

誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち



(1) 2030年のありたい姿

誰もが生涯にわたり、いつでも、どこでも、希望に沿った学びや交流の機会を得ることができ、生きがいを持って暮らしています。加えて、一人一人が学んだ知識や技術を社会生活に生かすことのできる場や機会があり、地域において多様な人が活躍しています。

また、文化・芸術活動やスポーツ活動に親しむとともに、地域の歴史や伝統の継承、国内外の都市との交流をはじめとする様々な交流が盛んに行われており、市民は心豊かに暮らしを楽しんでいます。

こうした、様々な交流を通して、国籍・人種・ジェンダー^{*}・世代・宗教・習慣等を問わず、誰もが地域社会の一員としてお互いを受け入れ、認め合うまちづくりが進められています。

(2) 取組の方向性

① 学びの機会の充実と地域文化の創造の促進

- 誰もが生涯を通して、いつでも自らの希望に応じた知識や技術を習得できるよう、様々な学習の場や多様な人が交流する機会を創出します。
- 人や物、自然、歴史、文化等の様々な資源を生かした学習を通じて、子どもから大人までが学び合い育ち合う社会教育を推進します。
- 心豊かな暮らしを送ることができるよう、文化・芸術に触れる機会の充実を図るとともに、文化・芸術により生み出される様々な価値を活用し、地域文化の創造を促進します。
- 誰もが生涯を通して、いつでも気軽にスポーツを楽しみ、心身と共に充実した暮らしを送ることができるよう、スポーツをする環境づくりを推進します。

^{*}ジェンダー：生物学的な男女の違いではなく、社会的・文化的につくられた男女の違いのこと。

②多様性を認め、尊重し合う社会の実現

- 異なる環境に暮らす人々の生活や文化を理解し、相互に尊重する心を醸成するため、様々な都市やそこに暮らす人々と交流する機会を創出します。
- 誰もが地域社会の一員として共に暮らし、誰にとっても住みよい多様性が保障された社会の実現を目指します。
- 男女が対等な立場であらゆる分野に参画することができ、その能力や個性を十分に発揮するとともに、互いに協力し、責任を分かち合いながら暮らすことができる社会の実現を目指します。

(3) 成果指標

指標①:「学びの機会や文化・芸術、スポーツに触れる機会が充実している」と思う市民の割合(茅ヶ崎市市民意識調査より算出)

指標②:「多様性を認め、お互いを尊重し合う社会が実現されている」と思う市民の割合(茅ヶ崎市市民意識調査より算出)

5

豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち



(1) 2030年のありたい姿

豊かな自然環境を保全し、環境負荷を低減する暮らしや事業活動が営まれ、生物多様性が維持されています。丘陵地域だけでなく、市街地においても、農地や社寺林[※]、屋敷林[※]、公園緑地等のみどりがあることによって、自然と共生する環境が残されています。

また、海岸や里山、歴史的に価値のある建造物など、自然環境や歴史・文化的環境と市街地環境が調和した、茅ヶ崎らしい景観が保全・活用されるとともに、公園や公共下水道等の生活インフラが計画的に整備・維持管理されるなど、自然と共存した心地よい生活空間を創生するまちづくりが進められています。

(2) 取組の方向性

①自然環境の保全

- 海岸や河川、里山のみどりなど、豊かな自然環境を保全・活用し、次代へと継承します。
- 生物多様性[※]を維持し、次代へ継承するため、多様な主体と連携して、生きものの生息・生育状況の把握やその維持を図るとともに、活動の担い手づくりを推進します。

[※]社寺林：神社やお寺が敷地内に所有する森林のこと。

[※]屋敷林：家の建っている敷地に形成された林のこと。

[※]生物多様性：生きものの豊かさのこと。「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルでの多様性があるとされている。

②環境負荷の低減

- 循環型社会^{*}の形成に向け、ごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するとともに、発生したごみの適正な処理を行います。
- 環境負荷が少ない、持続可能な社会の実現に向け、省エネルギー対策や再生可能エネルギー^{*}の活用など、地球温暖化・気候変動対策を推進します。

③心地よい生活環境の形成

- 自然や歴史、文化など、茅ヶ崎の風土から培われた様々な資源を生かした、魅力的な景観の保全・活用・形成を図るとともに、次代へと継承します。
- 身近にあるみどりに触れ合うことで、心豊かな生活を送ることができるよう、公園や緑地の計画的な整備や地域に合った管理運営に努めます。
- だれもが心地よく暮らせるよう、空き家や空き地の発生抑制や適正な管理を推進するなど、地域の良好な住環境を確保するための取組を推進します。
- 良質な生活環境を確保するとともに、河川や海等の公共用水域の水質を保全するため、公共下水道汚水施設等を計画的に整備・維持管理・更新し、下水の適正処理を推進します。

(3) 成果指標

指標①:「豊かな自然環境が保全され、生物多様性が維持されている」と思う市民の割合(茅ヶ崎市市民意識調査より算出)

指標②:「持続可能な社会の実現に向けた環境負荷の低減が図られている」と思う市民の割合(茅ヶ崎市市民意識調査より算出)

指標③:「心地よく暮らせる生活環境が形成されている」と思う市民の割合(茅ヶ崎市市民意識調査より算出)

^{*}循環型社会:環境への負荷を減らすため、有限である資源を繰り返し利用し、天然資源の消費を抑制することで、破棄されるものを最小限に抑える社会のこと。

^{*}再生可能エネルギー:太陽光や風力、水力等の非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるもの。

6

安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち



(1) 2030年のありたい姿

市民一人一人が「自分の命は自分で守る」という認識の下、日頃より災害に備えた取組を積極的に進めるとともに、地域住民が互いに助け合う高い防災意識が醸成され、充実した防災活動が行われています。

自然災害等の危機事態が発生しても、社会インフラや行政機能等の社会機能が維持される「強さ」と、迅速な復旧・復興を図ることのできる「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会が構築されています。個人、自主防災組織、行政等の各主体が互いの役割を理解し合い、補完し合う協力連携体制が整っており、誰もが安心して暮らしています。

また、災害の規模・種別に応じ、迅速かつ的確に対応できる消防・救急体制が構築されています。

暮らしを脅かす犯罪や交通事故の未然防止に向けては、多様な主体の連携による意識啓発等の取組が進められていることにより、市民一人一人に主体的な問題として捉える意識が醸成されています。日頃、誰にでも起こり得る様々な不安や悩みを持つ市民が、その時代のニーズに対応した市民相談、消費生活相談等を気軽に利用する機会を持つことができることで、誰もが安全で安心な生活を送っています。

(2) 取組の方向性

①防災・減災対策の推進

- 住民の生命と財産を災害から守るため、公助として防災対策の充実に努めつつ、社会全体の防災意識の向上を図り、住民の自発的な防災活動の促進と自主防災組織等の実践的かつ効果的な活動の支援に取り組みます。
- 関係機関と連携し、災害等の危機事態の発生に備えた取組を進め、危機事態に迅速かつ円滑に対応できる体制を整えることで災害対応を含めた危機事態への対応力の強化に取り組みます。

- 河川、公共下水道施設、道路、橋りょうなど、防災機能を有する施設の計画的な整備・維持管理や防災空間の整備、建築物の耐震化等により、恒久的に災害に強いまちづくりを目指します。
- 大規模災害から速やかに復旧・復興できるよう、平時から関係機関等との連携体制を整備します。

②消防・救急体制の構築

- 人口減少や高齢化の進展等による社会の変化に対応し、効果的かつ効率的な消防業務を行うため、職員の人材育成や他の自治体との連携により強固な体制を構築するとともに、消防団[※]等との連携・協力体制を強化し、総合的な消防力の向上を図ります。
- 火災予防に関する積極的な情報発信や、救命に関する技術や知識を習得する機会を提供することで、防火・救命に関する市民の理解と意識の向上を促進し、まち全体の消防・救急体制の強化を図ります。

③暮らしの安全・安心の確保

- 子どもから高齢者まで、誰もが安全で安心した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、犯罪や交通事故等の状況に応じて、その被害を未然に防止するための啓発活動等の内容の充実を図るとともに、市民が抱える複雑化、多様化する不安や悩みに対し、解決に向けた相談の充実を図ります。

(3) 成果指標

指標①：「災害から生命・財産を守るための防災や減災の対策が推進されている」と思う市民の割合(茅ヶ崎市市民意識調査より算出)

指標②：「生命・財産を守るための火災や救急の対策が充実している」と思う市民の割合(茅ヶ崎市市民意識調査より算出)

指標③：「暮らしの安全・安心を確保するための防犯や交通事故防止の対策が充実している」と思う市民の割合(茅ヶ崎市市民意識調査より算出)

[※]消防団：常勤の消防職員とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う、非常勤特別職の地方公務員のこと。

7

利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち

関連
SDGs



(1) 2030年のありたい姿

海岸や里山等の自然環境と、住宅地や商業地等の市街地が適正に配置され、それぞれの特性を生かした都市づくりが行われることにより、茅ヶ崎市の魅力が引き出された機能的な都市空間が形成されています。

また、幹線道路や環状道路等の道路網は計画的に整備・維持管理され、安全で快適な道路交通基盤が確保されるとともに、地域の特性を踏まえた様々な移動環境や歩行空間により、人々が安心して気軽に外出できる都市づくりが進められています。

(2) 取組の方向性

①機能的な都市空間の形成

- 地域の特性を踏まえた秩序ある土地利用を誘導し、自然環境と市街地環境の調和がとれた都市づくりを推進します。
- 様々な機能が集約した利便性の高い都市拠点の形成を促進するとともに、居心地のよい空間の形成を目指します。
- 今後、人口減少の進行が想定される中、将来にわたって都市機能を維持していくため、効率的な既存ストック^{*}の利活用や維持管理・更新を推進します。

^{*}既存ストック：市街地において、今まで整備されてきた道路、公園、下水道等の都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設のこと。

②利便性の高い移動環境の形成

- 誰もが快適に移動できるようユニバーサルデザイン[※]に配慮した、より利便性が高く、歩きたい、出掛けたいと思える空間づくりを進めます。
- 日常生活や地域間における移動の利便性向上、交通の円滑化を図るため、都市の骨格となる都市計画道路[※]を主とした幹線道路、環状道路やそれを補完する幹線市道[※]等の計画的な整備・維持管理に努めます。
- 多様化する移動のニーズ等を踏まえ、新たな移動手段や持続可能な公共交通のあり方を検討し、様々な移動手段を選択できる環境づくりを進めます。

(3) 成果指標

指標①：「機能的で秩序のある都市づくりが進められている」と思う市民の割合
(茅ヶ崎市市民意識調査より算出)

指標②：「快適で利便性の高い移動環境が形成されている」と思う市民の割合
(茅ヶ崎市市民意識調査より算出)

[※]ユニバーサルデザイン：製品や建物、環境等をあらゆる人が利用できるようにデザインすること。

[※]都市計画道路：都市の根幹的な施設として、都市計画法に基づく都市計画決定による道路のこと。人や自動車交通等の移動を支える「交通機能」、都市構造や街区の形成等を担う「市街地形成機能」、都市の防災性向上や上下水道等のライフラインの収容等を担う「空間機能」等、多様な機能を有する。

[※]幹線市道：国道や県道とともに幹線道路網を形成する、市の骨格となる道路のこと。

将来都市像の実現に向けた行政経営



(1) 2030年のありたい姿

多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、市民と行政がお互いの立場を尊重し、適切な役割分担と強い信頼関係の下、情報の共有と対話が活発に行われ、市民主体のまちづくりが進められています。人口構成が大きく変化する中、効果的な情報発信によって茅ヶ崎市に対する認知・関心・共感が高まり、幅広い世代の定住が促進され、多世代が共生しているまちになっています。

また、民間活力の活用や先進的な ICT を取り入れた業務の効率化、公共施設の適正なマネジメント、職員の資質向上に向けた取組が推進され、質の高いサービスが提供されています。一方で、解決すべき課題の優先順位を明確にし、事業の重点化等により適正な資源配分の実施と、財源の確保に向けた取組の推進により、将来の世代に責任を果たすことができるような健全な財政運営が行われています。

(2) 取組の方向性

①市民主体のまちづくりの推進

- 誰もが地域の一員として、まちづくりに参画できるよう、積極的な情報発信や対話の場の創出等を促進します。
- 市民が主体的に自らの地域の課題を解決することができるよう、継続的に地域コミュニティへの支援を行います。
- 様々な分野において活動する多様な主体がお互いの立場を尊重し、適切な役割分担のもと、連携・協力したまちづくりを推進します。

②行政運営の基盤の確保

- 質の高い行政サービスに向けて、民間活力の積極的な活用や先進的な ICT による行政事務のデジタル化を推進し、業務の効率化や利便性の向上を図ることにより、多様な市民ニーズに迅速に対応します。
- 社会が成熟する中、単一の自治体だけでは解決が難しい新たな課題も発生

していることを踏まえ、周辺自治体をはじめとした他の自治体と連携を強化し、課題解決に向けた取組を推進するとともに、効果的かつ効率的にサービスを提供します。

- 適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立するため、公共建築物を総合的に把握し、老朽化に伴う施設の更新需要に計画的に対応します。
- 多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉え、視野を広げて柔軟に対応することができるよう、政策形成能力や課題解決能力、コミュニケーション能力、危機管理意識の醸成など、職員の資質向上や組織づくりに努めます。
- 職員一人一人が仕事にやりがいと誇りを持ち、持てる力を最大限発揮できる組織体制及び職場環境の整備に努めます。
- 定住・転入を促進し、持続可能なまちづくりを目指すため、市民や事業者等と一体となって連携・協働し、まちの魅力の情報発信を推進します。

③財政の健全性の確保

- 限りある経営資源を効果的かつ効率的に活用するため、取組の優先順位や成果を見定め、選択と集中の観点から適正な資源配分に努めます。
- 今後、更に厳しい財政状況が予測される中、財政の健全性をしっかりと確保し、将来の世代に過度な負担を先送りしない持続可能な基礎自治体としてあり続けるために、中長期的な視点に立った計画的な財政健全化対策を進めます。
- 独自性を持った自治体経営を行うため、まちの特性や地域資源、環境等を見極め、新たな財源の創出に努めます。

(3) 成果指標

指標①:「市民主体のまちづくりが推進されている」と思う市民の割合(茅ヶ崎市市民意識調査より算出)

指標②:「行政運営の基盤が確保されている」と思う市民の割合(茅ヶ崎市市民意識調査より算出)

指標③:「経常収支比率」

※経常的収入に対して、経常的支出が占める割合を測る指標。財政の弾力性を示します。

政策目標と SDGs の関係 ～各分野が関連する SDGs の主な目標～

本表は、「茅ヶ崎市総合計画」の各政策目標における取組の方向性と SDGs の 17 のゴールを構成する 169 のターゲットの関連性を整理し、表にまとめたものです。

政策目標	取組の方向性	1 目標をなくす	2 気候をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
1.子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち	子ども・若者・子育て支援の充実	○	○	○	○
	未来を拓く力を育む教育の推進				○
2.地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち	地域経済の活性化		○		○
	多様な働き方と働く場の創出		○		○
3.共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち	支え合う地域共生社会の実現		○		○
	保健衛生・医療体制の充実		○	○	
	社会保障制度の適正な運営	○			
4.誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち	学びの機会の充実と地域文化の創造の促進				○
	多様性を認め、尊重し合う社会の実現				○
5.豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち	自然環境の保全			○	
	環境負荷の低減				
	心地よい生活環境の形成				
6.安全で安心して暮らせる、強くなやかなまち	防災・減災対策の推進	○			
	消防・救急体制の構築			○	
	暮らしの安全・安心の確保	○		○	
7.利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち	機能的な都市空間の形成				
	利便性の高い移動環境の形成				
将来都市像の実現に向けた行政経営	市民主体のまちづくりの推進				
	行政運営の基盤の確保				
	財政の健全性の確保				

5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と雇用革新の 環境をつくらう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくばる資源 つなぐ責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
○			○								○	○
○							○					○
○			○	○			○		○			○
○			○	○								○
○			○		○							○
○	○						○	○				○
					○	○						○
○			○			○	○					○
○					○							○
	○					○	○		○	○		○
		○	○	○		○	○	○				○
	○					○						○
						○		○				○
						○						○
○				○		○	○					○
						○						○
○			○		○		○				○	○
					○						○	○

資料編

1 市民参加

(1) 市民ワークショップ（ちがさき未来会議）

ア 開催概要

目的	次期総合計画の策定に当たり、市民が考える「茅ヶ崎市の将来」を明らかにするとともに、「市民の想い」を反映した計画とするための基礎資料とする。																																									
日時	第1回：平成30(2018)年7月15日(日) 10:00～12:30 第2回：平成30(2018)年8月12日(日) 10:00～12:30 第3回：平成30(2018)年8月25日(土) 10:00～12:30 第4回：平成30(2018)年9月8日(土) 9:30～12:00																																									
場所	市役所本庁舎4階会議室																																									
参加者	<p>公募市民(HP等での公募) 32人 市職員 各回10人(計20人)</p> <p>【内訳(市民)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>20代</th> <th>30代</th> <th>40代</th> <th>50代</th> <th>60代</th> <th>70代</th> <th>80代</th> <th>90代</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>		年齢	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	計	男性	2	2	4	5	5	4	1	1	24	女性	0	1	1	1	3	2	0	0	8	計	2	3	5	6	8	6	1	1	32
年齢	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	計																																	
男性	2	2	4	5	5	4	1	1	24																																	
女性	0	1	1	1	3	2	0	0	8																																	
計	2	3	5	6	8	6	1	1	32																																	
内容	<p>連続性のある4回のワークショップで、市民対話により茅ヶ崎市の未来像を描く。</p> <p>第1回では、茅ヶ崎市のよいところや魅力などのポジティブな面で“次の茅ヶ崎”にどんな魅力を残し、どんな強みを伸ばし、どんな弱みを改善するかを検討するとともに、茅ヶ崎市の「財産・ポテンシャル」とは何か考えてみる。</p> <p>第2回では、縮小社会を見据えた上で(資源制約を意識して)、茅ヶ崎市にとって大切なこと、譲れないことなど茅ヶ崎市の未来を考えるポイントを考える。</p> <p>第3回で、これまでの検討を踏まえ、茅ヶ崎市の「目指す豊かさ」とは何かについて検討し未来像のストーリーづくりを行い、第4回では、資源制約などの茅ヶ崎市が乗り越えなければならない課題等を抽出し、これからの茅ヶ崎市を作り上げる道筋を考える。</p>																																									
プログラム概要	第1回	<p>テーマ：ちがさきってどんなまち？—茅ヶ崎市の良さを見つめ直す—</p> <p>① 市挨拶 ② まちづくりワークショップの役割・進め方について ③ ミニ講座(話題提供)～茅ヶ崎市を考える視点 ④ ワークショップ(1)：茅ヶ崎市の良いところ・強み／悪いところ・弱みは？ ⑤ ワークショップ(2)：“次の茅ヶ崎”で、「30年後も大切に残したいこと」「伸ばしていきたいこと」、「改善したいこと」を考える。 ⑥ ワークショップ(3)：茅ヶ崎市の「財産・ポテンシャル」とは何か考えてみる。</p>																																								
	第2回	<p>テーマ：これから、ちがさきに起こること—茅ヶ崎市を取り巻く変化を予測する—</p> <p>① ミニ講座(話題提供)～15年後・30年後の茅ヶ崎市 ② ワークショップ(1)：バーチャル市長(資源配分シミュレーション) ③ ワークショップ(2)：茅ヶ崎市の未来を考えるポイント</p>																																								

プログラム概要	第3回	テーマ: 次のちがさをどう描く? —茅ヶ崎市がめざす未来像を考える— ①ワークショップ(1): 茅ヶ崎市の「目指す豊かさ」とは ②ワークショップ(2): 未来像のストーリーづくり ③発表・共有
	第4回	テーマ: 未来に続く地図を描こう! —未来像実現への道筋を考える— ① ワークショップ: 未来像実現に向けた道筋を考える ② 発表・共有 ③ 全体振り返り、将来都市像の設定に向けて(キーワード出し) ④ 市挨拶(御礼)

イ 結果概要

■ちがさきの未来を考えるポイント

全てのグループで共通して出された視点は、「ひと」の視点である。「開かれた地域コミュニティを形成し、地域課題に取り組むこと」と、「未来をつくる人を育てていくこと」が挙げられ、それらが一体となって好循環を作っていくことが重要です。

また、茅ヶ崎市の発展の背景となってきた自然環境や住環境、そしてそこから生まれた文化など、茅ヶ崎らしい良いものを残していきたいという意見も多くあり、それらを守るために、生活インフラの整備は、行政の役割として重要となります。そして、それらが実現する中で、いつまでも、地域で安全に、そして豊かに暮らしていける茅ヶ崎市を形成していくことが求められています。

茅ヶ崎市の発展には、観光化のアピールや地域資源の情報発信などが挙げられたが、観光化は生活環境の悪化につながるとの意見も見られました。

■未来像実現を阻む障壁・問題と解決方法

障壁・問題		解決策
市民自治・市民参加	<ul style="list-style-type: none"> ・市政に対する市民の意識 ・市民への市からのアプローチ ・参加への納得感がない(メリットが不明確、結果が不明確) 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加結果の見える化(本当の姿)、市民意見反映の実感 ・教育(子どもも地域を知り、一主体であることに気づく) ・気軽に参加できる場 ・住民からのサービス発信。行政だけのサービス提供を見直し、住民の力を表現できる体制を構築し、茅ヶ崎市に見合ったサービスを提供する
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・計画倒れ、策定疲れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画を策定せず、個別計画で対応 ・行政の組織改革(さらなる連携の推進) ・成果主義(管理職試験)。年功序列、終身雇用の廃止
人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少への対策 ・若者の教育 ・若者の雇用 	<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎応援団を作り、都心から戻ってくるしくみを作る ・外国人への優遇。地域住民と外国人との相互利益のしくみを作る ・ボランティア活動支援と昼間の人口増への取り組み

情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を知る機会 ・情報が集約されていない ・情報収集方法がわからない ・防災情報の不足 ・空き家情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマを絞った話し合いの場 ・見やすくわかりやすい情報発信の工夫(リンク、地域ページ) ・ITを活用した発信 ・ITリテラシー
コミュニケーション	<p><市民と市のコミュニケーション></p> <ul style="list-style-type: none"> ・異なった意見を受け入れない職員 ・市の情報がオープンになっていない ・市民のためのPDCA不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と双方向のコミュニケーションする職員(過程の議論) ・マイナス点、課題の公開
	<p><市民間のコミュニケーション></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題のマッチングがうまくいっていない ・他人への気遣い・マナーの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民間の「困ってる」と「助けられるよ！」のマッチングの仕組み(市民掲示板など) ・住民誰でも登録、利用できるHP等を作成し、様々な分野でスポンサーを募り、地域から発信し、お互いで理解し合える関係性を作る
財源の確保・稼げる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源が活用されていない(公園など) ・観光(デート)スポットがない ・観光資源をPRできていない ・集客 ・茅産の衰退(後継者問題) 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活力の活用 ・海岸線の有効活用 ・イベントの量産 ・例えば、路上パーキングなどで貪欲に稼ぐ ・シニアが活躍/ベンチャーサポート ・一次産業の充実、茅産の継承 ・お金を落としてもらおう仕組みづくり(カフェなど)

■茅ヶ崎市の財産・ポテンシャル

茅ヶ崎市の強みとして、人があたたかい、外の人も受け入れてくれるなど、「ひと」の魅力が全てのグループから挙げられました。その背景となっているのが、茅ヶ崎市の魅力的な自然環境や住環境であり、人が集まることによって歴史や文化が形成され、人がつながり、さらに地域の良さが高まっていくという好循環が作られています。また、外から来た人や新しいものを受け入れる柔軟で、あたたかく、良いゆるさを持った地域のありようが、新しい価値を生み出し、地域の魅力を一層高めています。

(2) 市民討議会

ア 平成 29 (2017) 年度実施

テーマ	話そう！2030年の茅ヶ崎ぐらし ～私たち色の茅ヶ崎をだいたんコーディネート～					
目的	次期総合計画の策定に市政の主体である市民の意見を反映させるため、参加者一人一人が自らの生活に照らしながら、概ね10年先の2030年を思い描いて話し合い、その実現に必要な政策を明らかにする。					
日時	平成29(2017)年12月3日(日) 10:00～17:00					
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室					
参加者	無作為抽出による市民(40人) + 茅ヶ崎市「市民討議会」実行委員会メンバー					
	【内訳(市民)】					
	年齢	18～34歳	35～49歳	50～64歳	65歳～	計
	男性	4	4	3	4	15
	女性	9	6	4	6	25
計	13	10	7	10	40	
プログラム概要	<p>【討議1】「話そう！今、大切だと思うこと」</p> <p>① 茅ヶ崎市の総合計画について(事務局より情報提供) ② グループ討議(1): 政策を「市を特徴づけるもの/より伸ばせるもの」と、「今後も安定的に遂行する必要のあるもの」に仕分けする</p> <p>【討議2】「話そう！これからの茅ヶ崎に大切なこと」</p> <p>① 茅ヶ崎市の人口推計と人口減少が社会に与える影響について(有識者より情報提供) ② グループ討議(2): 2030年の理想的なまちのあり方と、その実現に不可欠な政策</p> <p>【第3部】「話そう！2030年の茅ヶ崎をだいたんコーディネート」</p> <p>① グループ討議(3): 2030年の茅ヶ崎における理想の暮らしと、まちづくりのキャッチフレーズ</p>					

■主な意見

■ 討議①「話そう！今、大切だと思うこと」

- このまま維持し、安定的に遂行して欲しい政策
 - ・行政経営/医療/福祉/土木・基盤/下水道・河川/消防 等
- ⇒財政面に不安を感じる/安全・安心が一番、様々な問題が出たが、前提に安全・安心というものが共通している/誰でも障がい者になり得る、みんな必ずそのうち高齢者になるので福祉は一部の市民だけでなく、市民全体に大切なもの

●今後の茅ヶ崎を特徴づけると思われる政策

・子育て/学校教育・社会教育/産業・雇用/環境・資源 等

⇒子どもを増やさないと未来にはつながらない/教育とか社会のテーマは時代に応じて変わるもの。子どもたちがこれからの茅ヶ崎をどうするかを教育として柱にするべき/ひとを呼び込むきっかけになるので、積極的に企業誘致をすべき

■討議②「話そう！これからの茅ヶ崎に大切なこと」

●2030年の茅ヶ崎のあり方とその実現のために必要な政策

・見守りあい、支え合うまち

⇒コミュニティと人をつなぐ場への入り口やきっかけについて、行政からの呼びかけやきっかけづくり/空き家をつながりの場として活用/行けば誰かがいて子供を遊ばせられる場所/高齢者と子供の交流の場

・便利なまち

⇒交通サービスの充実/職場と託児所を合わせた場/子育てしやすい職場がつかれるまち/子育てをする人をサポートする制度/車や自転車が通れる道と通れない道をつくる/

・安らぐまち

⇒働きやすいまちづくり/サークル活動での世代間交流/近所づきあいがもっとできる環境/車を使わないまち/「いつか戻ってきたい」と思える場所にしたい

■討議③「話そう！2030年の茅ヶ崎をだいたんコーディネート」

●2030年の理想の暮らしとキャッチフレーズ

・地域の人ともっとつながりたいまち/姉妹都市ホノルルとのつながりのあるまち/『国際都市ハワイアンなまち Chigasaki』

・海を生かして遊べるような施設を増やす/お年寄りにも魅力がある/『海と太陽の中で多世代が交流できるまち』

・もっともっと明るく/安心安全な環境/将来に対する安心感/出て行った人ががもう一度戻ってきたいと思えるまち/『もっと もっと』

・子どもたちがいきいきしてほしい/茅ヶ崎らしさ、スタイルを作っていく/『イキイキしてウキウキしてワクワクするそしてほっとするまち 茅ヶ崎』

・いつまでも住みたい、いつまでも残りたい/住み心地の良さ/心が落ち着く/『ゆったりゆったり 大好茅ヶ崎』

・10年後も住み続けたいと思えるまちづくり/地域内のコミュニケーションのあるまち/『子どもから大人まで 思いやりでつながる 湘南 茅ヶ崎 いい気分♪』

・学生が卒業しても茅ヶ崎に住みたいと思われるまち/懐かしいけど新しいそんな場所をつくりたい/『懐かしいけど新しいまち 茅ヶ崎』

・未来の世代のことを考えた暮らしができるまち/多世代の交流がある暮らし/住民同士のつながりがある暮らし(まち)/『活力溢れる絆の深いまち 茅ヶ崎』

・孤独を感じない居場所づくり/生涯現役でいられるまち/外部からひとを呼び込む体制をつくる/『生きがいを持って元気に過ごせるまち 茅ヶ崎』

イ 平成 30 (2018) 年度実施

テーマ	知ろう、語ろう、わたしたちの暮らし ～みんなでつくるちがさきの未来～									
目的	次期総合計画の策定に当たり、市民が考える「茅ヶ崎市の将来」を明らかにするとともに、「市民の想い」を反映した計画とするための基礎資料とする。									
日時	平成 31(2019)年 3 月 21 日(木・祝日) 13:00～17:00									
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎 4 階会議室									
参加者	無作為抽出による市民(30 人) + 市職員(6 人) ※6 人のグループを編成									
	【内訳(市民)】									
	年齢	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	計
	男性	0	2	3	3	2	3	5	2	20
	女性	1	0	5	2	1	0	1	0	10
計	1	2	8	5	3	3	6	2	30	
プログラム概要	<p>【討議 1】作成中の次期総合計画を知る</p> <p>① 作成中の次期総合計画について(事務局より情報提供) ② 4 つの「考え方・価値観」の優先順位付け ③ 気になる「考え方・価値観」に投票する</p> <p>【討議 2】基本的な考え方・価値観を実現しているとしたらどんな状態？</p> <p>① 「考え方・価値観」に紐づく取組のイメージを共有する(事務局より情報提供) ② 「考え方・価値観」の「いいところ」「気になるところ」を考える ③ 2030 年考え方・価値観が実現・達成できたと感じることは、どんなときかを考える</p> <p>【第 3 部】基本的な考え方・価値観を実現するために何を必要がある？</p> <p>① 2030 年考え方・価値観が実現・達成のために何が必要か考える ② ギャラリーウォーク形式で各チームの意見を全体共有</p>									

■主な意見

■気になる「考え方・価値観」

次期総合計画の将来像検討に係る基本的な考え方・価値観を4つ提示し、市民が気になるものについて、投票を行った結果が下表のとおりです。

③が少し少ないものの、概ね意見がバランス良く分かれました。

考え方・価値観	得票数
① 未来創造の仕組みと人の育成による進化し続けるまちの実現 (子育て、学び、産業)	20 票

②地域の中で自分らしく生きがいを持って暮らせる社会の実現 (健康・福祉、コミュニティ)	17 票
③「調和」と「寛容」が形づくる共生のまちの維持・発展 (環境・景観、共生)	9 票
④「当たり前」にある暮らしの基盤の確保 (安全・安心、都市基盤)	18 票

■ 2030 年考え方・価値観の実現・達成のために必要なこと

「2030 年考え方・価値観が実現・達成のために何が必要か考える」をテーマとしたギャラリーウォークを実施したところ、特に賛成票の多かった意見として、「観光振興(23 票)」、「地域ぐるみの学びや教育(19 票)」、「道路環境の向上(17 票)」に関する事項が多い結果となりました。

「観光振興」については、既存の地場産品や観光資源の価値向上、イベントなどの開催による販売促進及び PR などの意見がありました。特に、PR については、テレビや電車内広告などの広く一般の方を対象とした周知に関する意見も多くあり、PR 力向上の必要性を感じている人が多いと考えられます。

また、「地域ぐるみの学びや教育」については、大学生や企業との連携による学習支援や人材育成に関する意見が多くありました。

「道路環境の向上」については、重要な道路を見極めたメリハリのある取組や自転車専用道路の整備を求める声など、茅ヶ崎市の交通事情に応じた意見が多くありました。

(3) 意見交換会（ちがさきアイデアソン）

テーマ	第1回 (A)安全・安心・コミュニティ (B)地域共生 第2回 (C)子ども・若者支援 (D)環境・まちづくり
目的	日頃から市内で活躍いただいている団体の皆様と、次期総合計画の将来像の実現や、これからの茅ヶ崎市のまちづくりに向けた具体的な取組みアイデアについて意見交換を行い、今後の計画策定や行政の取組の基礎資料とする。
日時	第1回 平成31(2019)年3月20日(水) 18:30~20:30 第2回 平成31(2019)年3月28日(木) 18:30~20:30
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎 4階会議室
参加者	市内活動団体に所属する市民 21人 (17団体) 市職員 6人
プログラム概要	<p>【ワークショップ①】テーマに関する課題の共有と解決アイデアの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の活動を通して感じている課題や、今後の活動に向けた問題意識など、テーマに関する課題とその解決アイデアについて意見交換を行う <p>【ワークショップ②】将来都市像の実現に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4つの「考え方・価値観」を共有した上で、その実現に向けて「団体等の組織や市民でできること」、「市と団体等の組織、市民の協働がどうあるべきか」について考える <p>【発表・全体共有】</p>

■主な意見

■分野別の意見

<安全・安心・コミュニティ>

分野	意見概要
災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢層同士のコミュニケーションが必要 ・人とのつながりの大切さを真剣に考えることが必要 ・自治会、民生委員、消防団間での情報共有が難しい ・海岸線の津波対策(植栽による砂地の保護) ・支え合う人たちの意見が異なり、一体感をもつことが難しい

<地域共生>

分野	意見概要
市民活動	<ul style="list-style-type: none"> ・活動している人が学校で説明するなど、市民活動との出会い、きっかけづくり ・メディア取材での活動PR ・より自由に参加できる機会の創出 ・仲間づくりがボランティアにつながる仕組みをつくるなど、ボランティア活動へのハードルを下げることが必要 ・社会貢献として、専門知識や技術を地域活動に生かすことを推奨している会社に対し、地域での活動を促進する

支え合い	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者だけでなく、一般市民も助けることが必要 ・自ら魅力的な活動をすることで人材確保につながる ・高齢者への外出支援が大事
情報	<ul style="list-style-type: none"> ・市の将来に関わりを持ちたいと考えたときに、欲しい情報の在処が分かりづらい

<子ども・若者支援>

分野	意見概要
社会教育	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある生徒にも、社会性向上の体験の場を地域でつくる ・ボランティアの活動で支えられた子どもたちが成長し、支える側になるような好循環をつくることが大事 ・様々な経験を持つ全ての市民を担い手として、子どもたちに様々な生き方を教える場の提供
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で過ごす時間を確保するための職住近接支援
困難を有する子ども・若者支援、子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活が抱える課題は複雑であるため、行政の積極的な関与が必要 ・市民の相談にワンストップでつないでもらえる仕組みの構築

<環境・まちづくり>

分野	意見概要
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの普及・啓発 ・学校への設置による環境教育への活用
自然の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の生物多様性の保護 ・景観に係る取組の実施と人材育成が必要
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・水田の機能など、農業と自然のつながりの理解を促進し、保全や活用につなげる

■ 将来都市像の実現に向けた検討の意見

分野	意見概要
行政のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を考えた瞬発的な動きが取れるよう、行政の体制を整えていただきたい ・市の職員が頻繁に変わるため、協働しにくい ・市、市民、市民団体の間の橋渡しの役割を行政には主体的に担ってほしい ・組織の役割を明確にし、目標・目的を明示することが必要 ・市の状況を世代別に表現を変えるなど、誰にとってもわかりやすい情報発信をしてほしい ・LINE など全市民に早く、かつわかりやすく情報を届ける仕組みが必要 ・団体が活動するのに場所が不足している ・市職員がソーシャルワークを学ぶことで、市民サービスの向上が期待できる
行政と団体の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・行政として、自治会とのつながりについても真剣に考えてもらいたい ・市は仕事で取り組み、民間団体は想いで取り組む人が多いため、擦り合わせが難しい。立場を超えて、人としてつながることが必要
団体のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・団体間でそれぞれの意見・決定を尊重し、バックアップする仕組みを作らないと、本質的なディスカッションは難しい ・市民も縦割りになってしまっており、改善が必要 ・地域活動をプロジェクト化して短期間で小さく作り、その成功をモデルケースとして、他の団体や地域でも学び広げていくような活動が良いのではないか
担い手確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が団体活動を知る機会となるよう、活動の場の確保をお願いしたい ・モデルとなるような市民団体の活動を広く紹介するような方法も考えてほしい ・若い人も市民としてまちづくりを考えるような仕掛けや機会をつくるのが大事

(4) 懇談会（まちづくり懇談会）

ア 開催概要

目的	茅ヶ崎市総合計画骨子の内容を市民の皆様にご説明するとともに、意見交換を実施し、まちづくりの方向性に関するご意見をいただく。				
開催日 及び 参加者	実施日	場所	参加者	うち 男性	うち 女性
	令和元(2019)年9月15日(日)	小出支所	20	17	3
	令和元(2019)年9月15日(日)	香川公民館	17	12	5
	令和元(2019)年9月16日(月・祝日)	鶴嶺公民館	13	10	3
	令和元(2019)年9月16日(月・祝日)	松林公民館	28	24	4
	令和元(2019)年9月21日(土)	市役所	10	5	5
	令和元(2019)年9月23日(月・祝日)	体験学習センター	9	6	3
	令和元(2019)年9月28日(土)	小和田公民館	17	14	3
	令和元(2019)年10月3日(木)	市役所	12	7	5
	令和元(2019)年10月5日(土)	ハマミーナ	15	13	2
合 計			141	108	33

イ 結果概要

■項目別意見数(重複あり)

項目	件数	項目	件数
総合計画全般	10	政策目標全般	19
計画の位置付け	4	政策目標1	16
計画推進に向けて	6	政策目標2	28
茅ヶ崎市の姿	2	政策目標3	16
茅ヶ崎市の特徴	1	政策目標4	7
人口動態	3	政策目標5	19
財政の将来見通しと財政方針	7	政策目標6	11
社会潮流	1	政策目標7	19
市民意識	1	将来都市像の実現に向けた行政経営	25
茅ヶ崎市の主要課題	2	政策目標と「持続可能な17の開発目標(SDGs)」	3
茅ヶ崎市の目指す将来の都市像	5	その他	35
行政運営の基本姿勢	5	合 計	191

※懇談会での詳細な意見内容については、本ホームページをご覧ください。

【市 HP】 <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/1026248/1034074/1037495/index.html>

2 茅ヶ崎市総合計画審議会

(1) 委員構成

区 分	氏 名	所属等
会 長	牛山 久仁彦	明治大学政治経済学部教授
副会長	石田 晴美	文教大学経営学部教授
委 員	小川 純一	公募による市民
	山本 実	公募による市民
	藤本 恵祐(平成 31 年 4 月まで)	公募による市民
	小山 登志雄	公募による市民
	後藤 金蔵	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会会長
	亀井 信幸	茅ヶ崎商工会議所会頭
	熊澤 克躬(平成 30 年 5 月まで)	茅ヶ崎市社会福祉協議会会長
	水島 静夫(平成 30 年 6 月から)	
	岩崎 幸司	湘南地域連合議長
	丸山 徳二	茅ヶ崎医師会会長
	松本 順子	ミクシテ「ちがさき男女平等参画プラン」を推進する会代表
	田中 賢三	一般社団法人茅ヶ崎市観光協会会長
	益永 律子	特定非営利活動法人 NPO サポートちがさき
	豊田 宗裕	聖徳大学心理・福祉学部教授
	小谷 幸司	日本大学生物資源科学部教授
	松行 美帆子	横浜国立大学都市イノベーション研究院准教授
	菅原 育子	東京大学高齢社会総合研究機構特任講師
	関 幸子	東洋大学大学院経済学研究科客員教授
	丸山 尚子	神奈川県湘南地域県政総合センター所長
市川 喜久男(平成 31 年 3 月まで)	神奈川県藤沢土木事務所所長	
上前 行男(平成 31 年 5 月まで)		
横溝 博之(令和元年 6 月から)		
赤坂 雅裕	茅ヶ崎市教育委員会委員	
高橋 昭弘	茅ヶ崎市農業委員会会長	

(2) 開催日程

年度	回	年月日	議題
H30 年度	第1回	平成30(2018)年 5月31日(木)	1. 会長・副会長の選出について 2. 茅ヶ崎市総合計画審議会の運営について 3. 茅ヶ崎市の現況について 4. 次期総合計画策定方針について 5. 基本理念評価について
	第2回	平成30(2018)年 9月16日(日)	1. 茅ヶ崎市基本理念評価の外部評価について
	第3回	平成30(2018)年 11月7日(水)	1. 基本理念評価の実施結果等について 2. 市民ワークショップの実施結果について 3. 次期総合計画の計画体系について
	第4回	平成31(2019)年 1月30日(水)	1. (仮称)茅ヶ崎市総合計画の骨子素案について 2. (仮称)茅ヶ崎市総合計画の進行管理について
R1 年度	第1回	平成31(2019)年 4月11日(木)	1. 平成31年総合計画審議会の年間スケジュール(予定)について 2. 将来都市像の検討について 3. 市政運営の基本姿勢の検討について
	第2回	令和元(2019)年 5月28日(火)	1. (仮称)茅ヶ崎市総合計画の骨子案について
	第3回	令和元(2019)年 8月2日(金)	1. 諮問から答申までの流れについて 2. 茅ヶ崎市総合計画骨子について
	第4回	令和元(2019)年 11月5日(火)	1. 茅ヶ崎市総合計画答申(素案)について 2. 市民意識の調査について
	第5回	令和元(2019)年 12月5日(木)	1. 茅ヶ崎市総合計画答申(案)について
	第6回	令和2(2020)年 開催予定	

※会議の詳細は、本ホームページをご覧ください。

【市 HP】 <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shingikai/ichiran/1008649.html>

(3) 部会の設置

各政策目標の検討に当たっては、効果的かつ効率的に議論を進めるため、4つの部会を設置し、令和元(2019)年8月から10月の間に集中的な審議を行いました。

ア. 構成

第1部会 (政策目標 1,4)	第2部会 (政策目標 2,行政経営)	第3部会 (政策目標 3,6)	第4部会 (政策目標 5,7)
山本 実	亀井 信幸	後藤 金蔵	小山 登志雄
小川 純一	岩崎 幸司	水島 静夫	○小谷 幸司
松本 順子	田中 賢三	丸山 徳二	松行 美帆子
益永 律子	○牛山 久仁彦	○豊田 宗裕	関 幸子
○石田 晴美	丸山 尚子	菅原 育子	横溝 博之
赤坂 雅裕	高橋 昭弘		

※○印は部会長

イ. 開催日程

第1部会	第2部会	第3部会	第4部会
8月20日	9月9日	8月26日	8月26日
9月19日	10月4日	9月18日	9月17日
10月2日			

※会議の内容については、本ホームページをご覧ください。

【市HP】 [https:// www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shingikai/ichiran/1008649.html](https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shingikai/ichiran/1008649.html)

「茅ヶ崎市総合計画（素案）」についての パブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

1 募集期間 令和2年1月22日（水）～ 令和2年2月21日（金）

2 意見の件数 69件

3 意見提出者数 21人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	2人	5人	12人	2人

5 内容別の意見件数

※	項目	件数
	茅ヶ崎市総合計画（素案）全般に関する意見	16件
1-1	茅ヶ崎市総合計画の概要に関する意見	4件
1-2	計画の背景に関する意見	11件
2-1	茅ヶ崎市の目指す将来の都市像に関する意見	0件
2-2	目標年次に関する意見	1件
2-3	将来の都市構造に関する意見	1件
2-4	行政運営の基本姿勢に関する意見	1件
2-5	政策目標に関する意見	33件
	パブリックコメントの実施に関する意見	1件
	その他の意見	1件
	合 計	69件

※「茅ヶ崎市総合計画（素案）」の項目番号

■ = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市企画部 企画経営課 企画経営担当
0467-82-1111（内線 2536）
e-mail: kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

「茅ヶ崎市総合計画（素案）」についてのパブリックコメント実施結果（新旧対照表）

修正後	修正前
テクノロジー： <u>科学的知識を特定の分野に活用して生活に役立たせるもの。実際的目のために科学的知識を工学的に応用する方法論</u>	テクノロジー： <u>科学技術のこと。</u>

修正後	修正前
東側は藤沢市に、西側は_____平塚市、 <u>北西側は寒川町にそれぞれ接しています。また、南側は相模湾に面して、約6 kmに及ぶ海岸を有しています。地形は、北部に丘陵地、南部に平地が広がり、市の西側を流れる相模川のほか、小出川、千ノ川、駒寄川の3つの河川が市内を流れています。</u>	東__は藤沢市__、西__は相模川をはさんで平塚市、_____南__は海岸_____約6 kmに及ぶ相模湾、そして北は寒川町と接しています。

修正後	修正前
こうした <u>地球規模の環境問題は、様々な活動から生じるものであり、環境・経済・社会の相互関係を踏まえた取組が求められています</u> が、地球温暖化の主な原因となっている化石燃料への依存を克服する必要がある、エネルギー自給率が低い日本においては、再生可能エネルギーへの転換が急務となっています。	こうした_____環境問題は、様々な活動から生じるものであり、環境・経済・社会の相互関係を踏まえた取組が求められていますが、地球温暖化の主な原因となっている化石燃料への依存を克服する必要がある、エネルギー自給率が低い日本においては、再生可能エネルギーへの転換が急務となっています。

茅ヶ崎市総合計画(案)
令和 3(2021)年度～12(2030)年度
令和 2(2020)年 3 月発行

発行 茅ヶ崎市 企画部企画経営課
〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電 話 0467-82-1111(代表)
FAX 0467-87-8118
ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>
携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



携帯サイト
QRコード